○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案

別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係）

（日本工業規格Ａ４）

第　　期事業報告書〔　年　月　日から　年　月　日まで　〕

年　　月　　日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名　　印

１　業務の状況

⑴　登録年月日及び登録番号

年　　月　　日（　　財務（支）局長（金商）第　　号）

⑵　行っている業務の種類

⑶　苦情処理及び紛争解決の体制

⑷　加入している投資者保護基金、金融商品取引業協会及び金融商品取引所並びに対象事業者となっている認定投資者保護団体

⑸　当期の業務概要

⑹　株主総会決議事項の要旨

⑺　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

	役　員	うち非常勤	使用人	計
総　　数	名	名	名	名
うち外務員				

②　役員の状況

役職名	氏名又は名称	兼　職　の　状　況		
		商　　号	役職名	代表権の有無

⑻　営業所の状況

名　称	所　　在　　地	役員及び使用人
		名
計　店		計　　名

現行

別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係）

（日本工業規格Ａ４）

第　　期事業報告書〔　年　月　日から　年　月　日まで　〕

年　　月　　日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名　　印

１　業務の状況

⑴　登録年月日及び登録番号

年　　月　　日（　　財務（支）局長（金商）第　　号）

⑵　行っている業務の種類

⑶　苦情処理及び紛争解決の体制

⑷　加入している投資者保護基金、金融商品取引業協会及び金融商品取引所並びに対象事業者となっている認定投資者保護団体

⑸　当期の業務概要

⑹　株主総会決議事項の要旨

⑺　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

	役　員	うち非常勤	使用人	計
総　　数	名	名	名	名
うち外務員				

②　役員の状況

役職名	氏名又は名称	兼　職　の　状　況		
		商　　号	役職名	代表権の有無

⑻　営業所の状況

名　称	所　　在　　地	役員及び使用人
		名
計　店		計　　名

改正案

⑼　株主の状況

氏　名　又　は　名　称	住　所　又　は　所　在　地	割　合
その他 （　　名）		%
計　　名		100.00%

（注意事項）

１　業務の状況

⑴　登録年月日及び登録番号

当期中において法第31条第４項の変更登録を受けた場合には、その旨を注記すること。

⑵　行っている業務の種類

当期末現在において行っている金融商品取引業及び他に行っている事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑶　苦情処理及び紛争解決の体制

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を行っている業務の種別ごとに記載すること。

⑷　加入している投資者保護基金、金融商品取引業協会及び金融商品取引所並びに対象事業者となっている認定投資者保護団体

当期末現在において加入している投資者保護基金、金融商品取引業協会及び金融商品取引所並びに対象事業者となっている認定投資者保護団体の名称又は商号を記載すること。また、会員資格、取引資格等に種類がある場合には、その種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑸　当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

⑹　株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

⑺　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（外国法人にあっては、国内における営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人）について記載すること。

②　役員の状況

当期末現在における役員（外国法人にあっては、国内における営業所又は事務所に駐在する役員）について記載すること。なお、「兼職の状況」の欄には、兼職先の商号又は名称並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載すること。ただし、会計参与及び監査役にあっては、「兼職の状況」の欄の記載を要しない。

現行

⑼　株主の状況

氏　名　又　は　名　称	住　所　又　は　所　在　地	割　合
その他 （　　名）		%
計　　名		100.00%

（注意事項）

１　業務の状況

⑴　登録年月日及び登録番号

当期中において法第31条第４項の変更登録を受けた場合には、その旨を注記すること。

⑵　行っている業務の種類

当期末現在において行っている金融商品取引業及び他に行っている事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑶　苦情処理及び紛争解決の体制

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を行っている業務の種別ごとに記載すること。

⑷　加入している投資者保護基金、金融商品取引業協会及び金融商品取引所並びに対象事業者となっている認定投資者保護団体

当期末現在において加入している投資者保護基金、金融商品取引業協会及び金融商品取引所並びに対象事業者となっている認定投資者保護団体の名称又は商号を記載すること。また、会員資格、取引資格等に種類がある場合には、その種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑸　当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

⑹　株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

⑺　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（外国法人にあっては、国内における営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人）について記載すること。

②　役員の状況

当期末現在における役員（外国法人にあっては、国内における営業所又は事務所に駐在する役員）について記載すること。なお、「兼職の状況」の欄には、兼職先の商号又は名称並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載すること。ただし、会計参与及び監査役にあっては、「兼職の状況」の欄の記載を要しない。

改正案

⑻　営業所の状況

当期末現在における本店等を含む全ての営業所又は事務所（外国法人にあっては国内における全ての営業所又は事務所）について記載すること。なお、当期中において、営業所若しくは事務所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑼　株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主（第174条第１号ハに規定する上位10位までの株主をいう。）及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、同号ハに規定する割合を、小数点以下第３位以下を切り捨て、小数点以下第２位まで記載すること。

⑽　業務の状況

当期における第一種金融商品取引業の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

①　有価証券の売買の状況　（単位：千株、百万円）

			委　託	自　己	計
株券	株数	市場内取引	（　）	（　）	（　）
		市場外取引	（　）	（　）	（　）
		計	（　）	（　）	（　）
	金額	市場内取引	（　）	（　）	（　）
		市場外取引	（　）	（　）	（　）
		計	（　）	（　）	（　）
債券	国債証券				
	地方債証券				
	特殊債券				
	社　債　券		（　）	（　）	（　）
	計		（　）	（　）	（　）
受益証券			（　）	（　）	（　）
	うち上場証券投資信託		（　）	（　）	（　）

現行

⑻　営業所の状況

当期末現在における本店等を含むすべての営業所又は事務所（外国法人にあっては国内におけるすべての営業所又は事務所）について記載すること。なお、当期中において、営業所若しくは事務所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑼　株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主（第174条第１号ハに規定する上位10位までの株主をいう。）及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、同号ハに規定する割合を、小数点以下第３位以下を切り捨て、小数点以下第２位まで記載すること。

⑽　業務の状況

当期における第一種金融商品取引業の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

①　有価証券の売買の状況　（単位：千株、百万円）

			委　託	自　己	計
株券	株数	市場内取引	（　）	（　）	（　）
		市場外取引	（　）	（　）	（　）
		計	（　）	（　）	（　）
	金額	市場内取引	（　）	（　）	（　）
		市場外取引	（　）	（　）	（　）
		計	（　）	（　）	（　）
債券	国債証券				
	地方債証券				
	特殊債券				
	社　債　券		（　）	（　）	（　）
	計		（　）	（　）	（　）
受益証券			（　）	（　）	（　）
	うち上場証券投資信託		（　）	（　）	（　）

改正案

その他	新株予約権証券	（　　）	（　　）	（　　）
	コマーシャル・ペーパー	（　　）	（　　）	（　　）
	その他	（　　）	（　　）	（　　）
	計	（　　）	（　　）	（　　）

（注意事項）

1　有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するもの及び法第２条第８項第８号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）に係るものを除く。）を約定基準により記載すること。

2　「株券」の欄には株券及び出資証券（法第２条第１項第６号に掲げる出資証券、同項第７号及び第８号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第３号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを、「受益証券」の欄には同項第10号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを、「新株予約権証券」の欄には同項第８号に掲げる新優先出資引受権を表示する証券及び同項第９号に掲げる新株予約権証券に係るものを、「コマーシャル・ペーパー」の欄には同項第15号に掲げる有価証券に係るものを記載し、同項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること（⑽②、⑥及び⑦並びに⑿において同じ。）。

3　「市場内取引」の欄には取引所金融商品市場における売買に係るものを、「市場外取引」の欄にはそれ以外の売買に係るものを記載すること。

4　外国有価証券（日本国若しくはその地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第５号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第１号に規定する本邦をいう。）において発行する有価証券以外の有価証券をいう。）に係るものは、株券、債券（社債券、計）、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書（括弧書）として記載すること（②及び⑥において同じ。）。

5　「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第２号に掲げる証券投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

②　有価証券の売買の媒介等の状況　（単位：千株、百万円）

			媒　介　等
株　券		株数	（　　）
		金額	（　　）
債	国債証券		
	地方債証券		

現行

その他	新株予約権証券	（　　）	（　　）	（　　）
	コマーシャル・ペーパー	（　　）	（　　）	（　　）
	その他	（　　）	（　　）	（　　）
	計	（　　）	（　　）	（　　）

（注意事項）

1　有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するもの及び法第２条第８項第８号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）に係るものを除く。）を約定基準により記載すること。

2　「株券」の欄には株券及び出資証券（法第２条第１項第６号に掲げる出資証券、同項第７号及び第８号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第３号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを、「受益証券」の欄には同項第10号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを、「新株予約権証券」の欄には同項第８号に掲げる新優先出資引受権を表示する証券及び同項第９号に掲げる新株予約権証券に係るものを、「コマーシャル・ペーパー」の欄には同項第15号に掲げる有価証券に係るものを記載し、同項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること（⑽②、⑥及び⑦並びに⑿において同じ。）。

3　「市場内取引」の欄には取引所金融商品市場における売買に係るものを、「市場外取引」の欄にはそれ以外の売買に係るものを記載すること。

4　外国有価証券（日本国若しくはその地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第５号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第１号に規定する本邦をいう。）において発行する有価証券以外の有価証券をいう。）に係るものは、株券、債券（社債券、計）、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書（括弧書）として記載すること（②及び⑥において同じ。）。

5　「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第２号に掲げる証券投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

②　有価証券の売買の媒介等の状況　（単位：千株、百万円）

			媒　介　等
株　券		株数	（　　）
		金額	（　　）
債	国債証券		
	地方債証券		

改正案

券	特殊債券	
	社債券	（　　）
	計	（　　）
受益証券		（　　）
その他		（　　）
		（　　）
計		（　　）

（注意事項）

有価証券の売買の媒介又は代理について、売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を約定基準により記載すること。

③　有価証券に関連する市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）

区分	取引の種類	委託	自己	計
株券に係る取引	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
債券に係る取引	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
その他	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

（注意事項）

1　市場デリバティブ取引の状況について、原資産となる有価証券の区分及び取引の種類ごとに記載すること。

2　「取引の種類」の「先物取引」の欄には、法第28条第８項第３号イ及びロに掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同号ハに掲げる取引に係る取引契約金額を、「その他」の欄には、同号ニ及びホに掲げる取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

④　店頭デリバティブ取引等の状況　（単位：百万円）

現行

券	特殊債券	
	社債券	（　　）
	計	（　　）
受益証券		（　　）
その他		（　　）
		（　　）
計		（　　）

（注意事項）

有価証券の売買の媒介又は代理について、売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を約定基準により記載すること。

③　有価証券に関連する市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）

区分	取引の種類	委託	自己	計
株券に係る取引	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
債券に係る取引	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
その他	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

（注意事項）

1　市場デリバティブ取引の状況について、原資産となる有価証券の区分及び取引の種類ごとに記載すること。

2　「取引の種類」の「先物取引」の欄には、法第28条第８項第３号イ及びロに掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同号ハに掲げる取引に係る取引契約金額を、「その他」の欄には、同号ニ及びホに掲げる取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

④　店頭デリバティブ取引等の状況　（単位：百万円）

改正案

取　引　の　種　類	媒介等	自　己	計

（注意事項）

1　金融商品又は金融指標別に取引の類型（先物取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。

2　「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ及び代理に係るものを記載すること。

3　外貨建ての取引の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

⑤　有価証券に関連する外国市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）

区　分	取引の種類	委　託	自　己	計
株券に係る取引	先　物　取　引			
	オプション取引			
	そ　の　他			
債券に係る取引	先　物　取　引			
	オプション取引			
	そ　の　他			
そ　の　他	先　物　取　引			
	オプション取引			
	そ　の　他			

（注意事項）

1　外国市場デリバティブ取引の状況について、原資産となる有価証券の区分及び取引の種類ごとに記載すること。

2　「取引の種類」の「先物取引」の欄には、外国金融商品市場において行う取引であって（以下、「オプション取引」の欄及び「その他」の欄において同じ。）、法第28条第８項第３号イ及びロに掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同号ハに掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「その他」の欄には、同号ニ及びホに掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

3　外貨建ての取引の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

⑥　有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

現行

取　引　の　種　類	媒介等	自　己	計

（注意事項）

1　金融商品又は金融指標別に取引の類型（先物取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。

2　「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ及び代理に係るものを記載すること。

3　外貨建ての取引の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

⑤　有価証券に関連する外国市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）

区　分	取引の種類	委　託	自　己	計
株券に係る取引	先　物　取　引			
	オプション取引			
	そ　の　他			
債券に係る取引	先　物　取　引			
	オプション取引			
	そ　の　他			
そ　の　他	先　物　取　引			
	オプション取引			
	そ　の　他			

（注意事項）

1　外国市場デリバティブ取引の状況について、原資産となる有価証券の区分及び取引の種類ごとに記載すること。

2　「取引の種類」の「先物取引」の欄には、外国金融商品市場において行う取引であって（以下、「オプション取引」の欄及び「その他」の欄において同じ。）、法第28条第８項第３号イ及びロに掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同号ハに掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「その他」の欄には、同号ニ及びホに掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

3　外貨建ての取引の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

⑥　有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

改正案

（単位：千株、百万円）

		引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
株券	株数	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	金額	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
債券	国債証券							
	地方債証券							
	特殊債券							
	社債券	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	計	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
受益証券					（　）	（　）	（　）	（　）
その他		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

（注意事項）

1　「株券」の欄以外の欄には、額面金額を記載すること。

2　「引受高」の欄には、引受責任を有するもの（残額引受けの場合には、有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る部分を含み、法第２条第６項第３号に定める契約に基づく引受けの場合には、引受けの対象となる新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下この２において同じ。）の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権（同号に規定する新株予約権をいう。）の行使により取得する有価証券の数及び取得価額とする。）を記載すること。

3　「売出高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等を行った場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）のものを記載すること。

4　「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」、「私募の取扱高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高」の欄には、有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高及び残額引受けの場合の有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱高又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高を記載するこ

現行

（単位：千株、百万円）

		引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
株券	株数	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	金額	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
債券	国債証券							
	地方債証券							
	特殊債券							
	社債券	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	計	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
受益証券					（　）	（　）	（　）	（　）
その他		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

（注意事項）

1　「株券」の欄以外の欄には、額面金額を記載すること。

2　「引受高」の欄には、引受責任を有するもの（残額引受けの場合には、有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る部分を含み、法第２条第６項第３号に定める契約に基づく引受けの場合には、引受けの対象となる新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下この２において同じ。）の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権（同号に規定する新株予約権をいう。）の行使により取得する有価証券の数及び取得価額とする。）を記載すること。

3　「売出高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等を行った場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）のものを記載すること。

4　「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」、「私募の取扱高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高」の欄には、有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高及び残額引受けの場合の有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱高又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高を記載するこ

改正案

と。

⑦　有価証券の貸借等の状況　（単位：千株、百万円）

	貸　　借	貸　借　の　媒　介	貸　借　の　代　理
株　券			
債　券			
その他			

（注意事項）

有価証券の貸借の株数又は額面金額（信用取引に付随するもの及び証券金融会社から取引所金融商品市場の決済機構を利用して借り入れたものを除く。）を約定基準により記載すること。

⑾　自己資本規制比率の状況

		当　期　末
基本的項目　（A）		百万円
補完的項目	その他有価証券評価差額金（評価益）等	
	金融商品取引責任準備金等	
	一般貸倒引当金	
	長期劣後債務	
	短期劣後債務	
	計　（B）	
控除資産　（C）		
固定化されていない自己資本（A）＋（B）－（C）　（D）		
リスク相当額	市場リスク相当額	
	取引先リスク相当額	
	基礎的リスク相当額	
	計　（E）	
自己資本規制比率　（D）／（E）×100		%

（注意事項）

1　第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者のみが記載すること。

2　自己資本規制比率は、小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

3　長期劣後債務及び短期劣後債務については、その金額、契約日又は発行日及び弁済日又は償還日を注記すること。

現行

と。

⑦　有価証券の貸借等の状況　（単位：千株、百万円）

	貸　　借	貸　借　の　媒　介	貸　借　の　代　理
株　券			
債　券			
その他			

（注意事項）

有価証券の貸借の株数又は額面金額（信用取引に付随するもの及び証券金融会社から取引所金融商品市場の決済機構を利用して借り入れたものを除く。）を約定基準により記載すること。

⑾　自己資本規制比率の状況

		当　期　末
基本的項目　（A）		百万円
補完的項目	その他有価証券評価差額金（評価益）等	
	金融商品取引責任準備金等	
	一般貸倒引当金	
	長期劣後債務	
	短期劣後債務	
	計　（B）	
控除資産　（C）		
固定化されていない自己資本（A）＋（B）－（C）　（D）		
リスク相当額	市場リスク相当額	
	取引先リスク相当額	
	基礎的リスク相当額	
	計　（E）	
自己資本規制比率　（D）／（E）×100		%

（注意事項）

1　第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者のみが記載すること。

2　自己資本規制比率は、小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

3　長期劣後債務及び短期劣後債務については、その金額、契約日又は発行日及び弁済日又は償還日を注記すること。

改正案

⑿　分別管理の状況

①　顧客分別金信託の状況　（単位：百万円）

	金　　額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	
顧　客　分　別　金　信　託　額	
期末日現在の顧客分別金必要額	

（注意事項）

１　「直近差替計算基準日の顧客分別金必要額」の欄には、当期末現在における顧客分別金信託額の算出の基準となる差替計算基準日における顧客分別金必要額を記載すること。

２　「顧客分別金信託額」の欄には、当期末現在における顧客分別金信託額を記載すること。

②　有価証券の分別管理の状況

（保護預り等有価証券）

	国内有価証券	外国有価証券
株　　券	千株	千株
債　　券	百万円	百万円
受益証券	百万口	百万口
そ の 他		

（受入保証金代用有価証券）

株　　券	千株
債　　券	百万円
受益証券	百万口
そ の 他	

（注意事項）

１　当期末現在における法第43条の２第１項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券及び社債、株式等の振替に関する法律第２条第４項に規定する口座管理機関として振替口座簿により自己固有財産と分別して口座管理している有価証券について記載すること。

２　保護預り等有価証券と受入保証金代用有価証券（法第119条第５項の規定により同条第２項に規定する取次証拠金若しくは同条第３項に規定する委託証拠金に充てられる有価証券又は法第161条の２第２項の規定により同条第１項に規定する金銭に充てられる有価証券をいう。）とに分け

現行

⑿　分別管理の状況

①　顧客分別金信託の状況　（単位：百万円）

	金　　額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	
顧　客　分　別　金　信　託　額	
期末日現在の顧客分別金必要額	

（注意事項）

１　「直近差替計算基準日の顧客分別金必要額」の欄には、当期末現在における顧客分別金信託額の算出の基準となる差替計算基準日における顧客分別金必要額を記載すること。

２　「顧客分別金信託額」の欄には、当期末現在における顧客分別金信託額を記載すること。

②　有価証券の分別管理の状況

（保護預り等有価証券）

	国内有価証券	外国有価証券
株　　券	千株	千株
債　　券	百万円	百万円
受益証券	百万口	百万口
そ の 他		

（受入保証金代用有価証券）

株　　券	千株
債　　券	百万円
受益証券	百万口
そ の 他	

（注意事項）

１　当期末現在における法第43条の２第１項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券及び社債、株式等の振替に関する法律第２条第４項に規定する口座管理機関として振替口座簿により自己固有財産と分別して口座管理している有価証券について記載すること。

２　保護預り等有価証券と受入保証金代用有価証券（法第119条第５項の規定により同条第２項に規定する取次証拠金若しくは同条第３項に規定する委託証拠金に充てられる有価証券又は法第161条の２第２項の規定により同条第１項に規定する金銭に充てられる有価証券をいう。）とに分け

改正案

て記載すること。

３　株券は株数、受益証券は口数、債券及びその他は額面金額を記載すること。なお、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

４「その他」の欄には、具体的な有価証券の種類を記載すること。

③　有価証券の分別管理の状況（管理場所別）

管理場所及び国名	管理方法	区　　分	数・額面金額	単　　位
		株　　券		
		債　　券		
		受益証券		
		そ の 他		
		株　　券		
		債　　券		
		受益証券		
		そ の 他		
		株　　券		
		債　　券		
		受益証券		
		そ の 他		

（注意事項）

１　当期末現在における法第43条の２第１項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券及び社債、株式等の振替に関する法律第２条第４項に規定する口座管理機関として振替口座簿により自己の固有財産と分別して口座管理している有価証券について、管理場所及び管理方法ごとに記載すること。

２　「管理場所及び国名」の欄には、自己で管理又は口座管理している場合にはその旨、第三者をして管理させている場合には当該第三者の名称及び国名を記載すること。なお、受益証券を受託銀行をして管理させている場合には、国ごとに一括して受託銀行と記載すること。

３　「管理方法」の欄には、混蔵して管理している場合には混蔵管理と、社債、株式等の振替に関する法律第２条第４項に規定する口座管理機関として口座管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。

４　「数・額面金額」の欄には、株券は株数（単位：千株）、受益証券は口数（単位：百万口）、債券及びその他は通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。なお、額面金額が外国通貨をもって表示されているもの及び株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

５　「単位」の欄には、使用した単位を記載すること。

現行

て記載すること。

３　株券は株数、受益証券は口数、債券及びその他は額面金額を記載すること。なお、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

４「その他」の欄には、具体的な有価証券の種類を記載すること。

③　有価証券の分別管理の状況（管理場所別）

管理場所及び国名	管理方法	区　　分	数・額面金額	単　　位
		株　　券		
		債　　券		
		受益証券		
		そ の 他		
		株　　券		
		債　　券		
		受益証券		
		そ の 他		
		株　　券		
		債　　券		
		受益証券		
		そ の 他		

（注意事項）

１　当期末現在における法第43条の２第１項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券及び社債、株式等の振替に関する法律第２条第４項に規定する口座管理機関として振替口座簿により自己の固有財産と分別して口座管理している有価証券について、管理場所及び管理方法ごとに記載すること。

２　「管理場所及び国名」の欄には、自己で管理又は口座管理している場合にはその旨、第三者をして管理させている場合には当該第三者の名称及び国名を記載すること。なお、受益証券を受託銀行をして管理させている場合には、国ごとに一括して受託銀行と記載すること。

３　「管理方法」の欄には、混蔵して管理している場合には混蔵管理と、社債、株式等の振替に関する法律第２条第４項に規定する口座管理機関として口座管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。

４　「数・額面金額」の欄には、株券は株数（単位：千株）、受益証券は口数（単位：百万口）、債券及びその他は通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。なお、額面金額が外国通貨をもって表示されているもの及び株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

５　「単位」の欄には、使用した単位を記載すること。

改正案

６　「その他」の欄には、具体的な有価証券の種類を記載すること。

⒀　区分管理の状況

（法第43条の３第１項の規定に基づく区分管理の状況）

	管理の方法	当期末残高	前期末残高	内　　訳
金銭				
有価証券等				

（法第43条の３第２項の規定に基づく区分管理の状況）

	管理の方法	当期末残高	前期末残高	内　　訳
金銭				
有価証券等				

（注意事項）

１　「管理の方法」の欄には、現金については「預金」、「金銭信託」、「カバー取引相手方への預託」、「媒介等相手方への預託」の別を記載し、有価証券等については「自己で管理」、「第三者による管理」の別を記載すること。また、記載した管理の方法ごとに当期末残高及び前期末残高を記載すること。

２　「内訳」の欄には、管理方法が「自己で管理」の場合にはその管理場所を記載し、それ以外の場合には預金等の相手方の商号又は名称及び当該相手方ごとの当期末残高を記載すること。

３　現金については通貨ごとに記載し、有価証券等についてはその種類ごとに記載すること。

４　単位は「百万円」、「千株」その他これらに相当する単位を用いること。

⒁　特定有価証券等管理行為に係る分別管理の状況について、⒁及び⒀に準じて記載すること。

⒂　自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況

①　委託者指図型投資信託の募集又は私募の状況

現行

６　「その他」の欄には、具体的な有価証券の種類を記載すること。

⒀　区分管理の状況

（法第43条の３第１項の規定に基づく区分管理の状況）

	管理の方法	当期末残高	前期末残高	内　　訳
金銭				
有価証券等				

（法第43条の３第２項の規定に基づく区分管理の状況）

	管理の方法	当期末残高	前期末残高	内　　訳
金銭				
有価証券等				

（注意事項）

１　「管理の方法」欄には、現金については「預金」、「金銭信託」、「カバー取引相手方への預託」、「媒介等相手方への預託」の別を記載し、有価証券等については「自己で管理」、「第三者による管理」の別を記載すること。また、記載した管理の方法ごとに当期末残高及び前期末残高を記載すること。

２　「内訳」欄には、管理方法が「自己で管理」の場合にはその管理場所を記載し、それ以外の場合には預金等の相手方の商号又は名称及び当該相手方ごとの当期末残高を記載すること。

３　現金については通貨ごとに記載し、有価証券等についてはその種類ごとに記載すること。

４　単位は「百万円」、「千株」その他これらに相当する単位を用いること。

⒁　特定有価証券等管理行為に係る分別管理の状況について、⒁及び⒀に準じて記載すること。

⒂　自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況

①　委託者指図型投資信託の募集又は私募の状況

改正案

区分	ファンド数	設定額
		百万円
単位型投資信託		
追加型投資信託		
株式投資信託計		
単位型投資信託		
追加型投資信託		
公社債投資信託計		
単位型投資信託		
追加型投資信託		
不動産投資信託計		
単位型投資信託		
追加型投資信託		
その他投資信託計		
合計		

② 外国投資信託の受益証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	設定額
		百万円
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
株式外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
公社債外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
不動産外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
その他外国投資信託計		
合計		

（注意事項）

外貨建てファンドの場合は、設定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

③ 抵当証券の募集又は私募の状況

	枚数	契約額

現行

区分	ファンド数	設定額
		百万円
単位型投資信託		
追加型投資信託		
株式投資信託計		
単位型投資信託		
追加型投資信託		
公社債投資信託計		
単位型投資信託		
追加型投資信託		
不動産投資信託計		
単位型投資信託		
追加型投資信託		
その他投資信託計		
合計		

② 外国投資信託の受益証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	設定額
		百万円
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
株式外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
公社債外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
不動産外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
その他外国投資信託計		
合計		

（注意事項）

外貨建てファンドの場合は、設定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

③ 抵当証券の募集又は私募の状況

	枚数	契約額

改正案

抵当証券		百万円

④　外国抵当証券の募集又は私募の状況

	枚数	契約額
外国抵当証券		百万円

⑤　法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	契約額
法第２条第２項第５号に係るもの		百万円
法第２条第２項第６号に係るもの		
合計		

⑥　令第１条の９の２各号に掲げる有価証券の募集又は私募の状況

区分	契約数	契約額
		百万円
合計		

（注意事項）

令第１条の９の２各号に掲げる有価証券ごとに記載すること。

⑯　みなし有価証券の売買等の状況

法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する。

①　みなし有価証券の売買又は売買の媒介等の状況　（単位：百万円）

	媒介等	自　　己	計
	(　　)	(　　)	(　　)
	(　　)	(　　)	(　　)
	(　　)	(　　)	(　　)
	(　　)	(　　)	(　　)
	(　　)	(　　)	(　　)
	(　　)	(　　)	(　　)

現行

抵当証券		百万円

④　外国抵当証券の募集又は私募の状況

	枚数	契約額
外国抵当証券		百万円

⑤　法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	契約額
法第２条第２項第５号に係るもの		百万円
法第２条第２項第６号に係るもの		
合計		

⑥　令第１条の９の２各号に掲げる有価証券の募集又は私募の状況

区分	契約数	契約額
		百万円
合計		

（注意事項）

令第１条の９の２各号に掲げる有価証券ごとに記載すること。

⑯　みなし有価証券の売買等の状況

法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する。

①　みなし有価証券の売買又は売買の媒介等の状況　（単位：百万円）

	媒介等	自　　己	計
	(　　)	(　　)	(　　)
	(　　)	(　　)	(　　)
	(　　)	(　　)	(　　)
	(　　)	(　　)	(　　)
	(　　)	(　　)	(　　)
	(　　)	(　　)	(　　)

改正案

（注意事項）

1　みなし有価証券の売買金額を約定基準により記載すること。「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ又は代理に係るものを記載すること。

2　みなし有価証券を該当する条文ごとに集計すること。また、売買金額上位３位の銘柄については、欄外に注記すること。

3　外国のみなし有価証券（日本国若しくは地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第５号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第１号に規定する本邦をいう。）において発行するみなし有価証券以外のみなし有価証券をいう。）に係るものは、上段に内書（括弧書）として記載すること。

②　みなし有価証券の売出し又は募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いの状況

（単位：百万円）

	売　出　高	募　集　の 取　扱　高	売出しの 取　扱　高	私　募　の 取　扱　高
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

（注意事項）

1　みなし有価証券を該当する条文ごとに額面金額を集計し記載すること。

2　「売出高」の欄には、自己が保有している有価証券を売り出した場合のものを記載すること。

3　「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」及び「私募の取扱高」の欄には、募集、売出し又は私募に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高を記載すること。

⑰　有価証券に関連しない市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引の状況

①　有価証券に関連しない市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）

区　　分		委　託	自　己	計
	先物取引			

現行

（注意事項）

1　みなし有価証券の売買金額を約定基準により記載すること。「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ又は代理に係るものを記載すること。

2　みなし有価証券を該当する条文ごとに集計すること。また、売買金額上位３位の銘柄については、欄外に注記すること。

3　外国のみなし有価証券（日本国若しくは地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第５号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第１号に規定する本邦をいう。）において発行するみなし有価証券以外のみなし有価証券をいう。）に係るものは、上段に内書（括弧書）として記載すること。

②　みなし有価証券の売出し又は募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いの状況

（単位：百万円）

	売　出　高	募　集　の 取　扱　高	売出しの 取　扱　高	私　募　の 取　扱　高
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

（注意事項）

1　みなし有価証券を該当する条文ごとに額面金額を集計し記載すること。

2　「売出高」の欄には、自己が保有している有価証券を売り出した場合のものを記載すること。

3　「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」及び「私募の取扱高」の欄には、募集、売出し又は私募に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高を記載すること。

⑰　有価証券に関連しない市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引の状況

①　有価証券に関連しない市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）

区　　分		委　託	自　己	計
	先物取引			

改正案

	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

（注意事項）

1　原資産となる金融商品又は金融指標別に取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること（有価証券に関連するものを除く。）。

2　「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引に係る取引契約金額を記載すること。

②　有価証券に関連しない外国市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）

区　分		委　託	自　己	計
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

（注意事項）

1　外国金融商品市場において行われる取引について、原資産となる金融商品又は金融指標別に取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること（有価証券に関連するものを除く。）。

2　「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を記載すること。

現行

	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

（注意事項）

1　原資産となる金融商品又は金融指標別に取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること（有価証券に関連するものを除く。）。

2　「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引に係る取引契約金額を記載すること。

②　有価証券に関連しない外国市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）

区　分		委　託	自　己	計
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

（注意事項）

1　外国金融商品市場において行われる取引について、原資産となる金融商品又は金融指標別に取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること（有価証券に関連するものを除く。）。

2　「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を記載すること。

改正案

⒅　令第１条の12に掲げる業務の状況　（単位：百万円）

区　　分		買　取　額
有価証券	委託者指図型投資信託の受益権に係る受益証券	
	外国投資信託の受益証券	

（注意事項）

区分ごとに額面金額を集計し記載すること。

⒆　投資運用業に係る経営の状況

①　投資運用業に係る内部管理の状況

（注意事項）

「投資運用業に係る内部管理の状況」には、リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

②　投資運用業を行う者に係る外部監査の状況

	監査人名	監査の内容
財務諸表監査		

（注意事項）

１　「財務諸表監査」の欄には、投資運用業を行う者の財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年一回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

２　「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的に、かつ、簡潔に記載すること。

③　ファンド監査の状況

イ　投資一任契約に係る業務におけるファンド監査の状況

	国内籍		外国籍		財務諸表監査が実施されているファンド総数の投資先ファンド総数に占める割合
	公募	私募	公募	私募	
財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）	本 （　）	本 （　）	本 （　）	本 （　）	%
投資先ファンド数	本	本	本	本	

現行

⒅　令第１条の12に掲げる業務の状況　（単位：百万円）

区　　分		買　取　額
有価証券	委託者指図型投資信託の受益権に係る受益証券	
	外国投資信託の受益証券	

（注意事項）

区分ごとに額面金額を集計し記載すること。

⒆　投資運用業に係る内部管理の状況

（注意事項）

「投資運用業に係る内部管理の状況」には、リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

⒇　投資一任契約に係る業務の状況

①　契約件数等

	国内		小計	海外		小計	合計
	年金	その他		年金	その他		
契約件数	件	件	件	件	件	件	件
運用資産総額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

（注意事項）

「契約件数」欄及び「運用資産総額」欄には、期末における数値を記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

②　投資一任契約に係る投資の状況

イ　有価証券の売買状況（約定ベース・受渡しベース）

株式売買高	公社債券売買高	受益証券売買高	信託受益権売買高	その他有価証券売買高
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

（注意事項）

１　有価証券の売買のうちデリバティブ取引を除いた計数を記入すること。

２　外貨建ての契約の場合は、約定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

改正案

（注意事項）

1　投資一任契約に係る業務における運用財産を対象有価証券（第96条第４項各号に掲げる有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）に投資している場合に、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）に係る外部監査の状況について記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。

2　「財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）」の欄には、外部監査を受けているファンド資産の本数を記載し、そのうち、当該外部監査が法定のものであるファンド資産の本数を、下段に内書（括弧書）として記載すること。

3　「投資先ファンド数」の欄には、国内籍（公募・私募）、外国籍（公募・私募）ごとの運用財産が保有する対象有価証券に係るファンド資産の総数を記載すること。

4　「財務諸表監査が実施されているファンド総数の投資先ファンド総数に占める割合」の欄には、財務諸表監査が実施されているファンド数の合計数の投資先ファンド数の合計数に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）を記載すること。

5　ある対象有価証券に係るファンド資産の一部又は全部を他の対象有価証券に投資するスキームが用いられている場合であって、投資元又は投資先のファンド資産のいずれか一方について外部監査が実施されていることにより、実質的に、投資元及び投資先のファンド資産について外部監査が実施されていると評価できる場合には、投資元及び投資先のファンド資産について外部監査が実施されているものとみなすことができる（ロ及びハにおいて同じ。）。

ロ　投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務におけるファンド監査の状況

	国内籍		外国籍		財務諸表監査が実施されているファンド総数のファンド総数に占める割合
	公募	私募	公募	私募	
財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）	本 （　）	本 （　）	本 （　）	本 （　）	%
ファンド数	本	本	本	本	

（注意事項）

1　投資信託及び外国投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行っている場合は、当該投資信託及び外国投資信託に係る外部監査の状況について記載し、投資法人と資産の運用に係る委託契約を締結し、当該委託契約に基づき、当該投資法人の資産の運用を行っている場合には、当該投資法人の財務諸表に係る外部

現行

3　「株式売買高」欄にはその金額を約定ベース（精算金額）又は受渡しベース（精算金額）のいずれかに基づいて記載すること。

4　現先売買は、「公社債券売買高」欄に外書きすること。

5　新株予約権付社債の分離後の新株予約権部分は「株式売買高」欄に、社債部分は「公社債券売買高」欄に金額を内書きすること。

ロ　デリバティブ取引の状況（約定ベース・受渡しベース）

（イ）市場デリバティブ取引高

先物取引高		オプション取引高		その他	
株式	公社債券	株式	公社債券		
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

（ロ）店頭デリバティブ取引高

先渡取引高	オプション取引高	スワップ取引高	その他
百万円	百万円	百万円	百万円

（ハ）外国市場デリバティブ取引高

先物取引高		オプション取引高		その他	
株式	公社債券	株式	公社債券		
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

（注意事項）

1　「デリバティブ取引高」は、想定元本ベースで記載すること。

2　外貨建ての契約の場合は、約定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

③　運用受託報酬　　百万円

(21)　投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況

①　投資信託の設定、解約及び償還の状況

区分	設定		解約	償還		期中増減	残存	
	ファンド数	元本額		ファンド数	元本額		ファンド数	元本額
単位型投資信託		百万円	百万円		百万円	百万円		百万円
追加型投資信託								
株式投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
公社債投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
不動産投資信託計								

改正案

監査の状況について記載すること。

２　「財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）」の欄には、外部監査を受けている投資信託、外国投資信託及び投資法人の数を記載し、そのうち、当該外部監査が法定のものである投資信託、外国投資信託及び投資法人の数を、下段に内書（括弧書）として記載すること。

３　「ファンド数」の欄には、国内籍（公募・私募）、外国籍（公募・私募）ごとの投資信託、外国投資信託及び投資法人の総数を記載すること。

４　「財務諸表監査が実施されているファンド総数のファンド総数に占める割合」の欄には、財務諸表監査が実施されているファンド数の合計数のファンド数の合計数に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）を記載すること（ハにおいて同じ。）。

ハ　法第２条第８項第15号に掲げる行為に係る業務におけるファンド監査の状況

	国内籍		外国籍		財務諸表監査が実施されているファンド総数のファンド総数に占める割合
	公募	私募	公募	私募	
財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）	本 （　）	本 （　）	本 （　）	本 （　）	%
ファンド数	本	本	本	本	

（注意事項）

１　法第２条第８項第15号イからハまでに掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）に係る外部監査の状況について記載すること。

２　「財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）」の欄には、外部監査を受けているファンド資産の本数を記載し、そのうち、当該外部監査が法定のものであるファンド資産の本数を、下段に内書（括弧書）として記載すること。

３　「ファンド数」の欄には、国内籍（公募・私募）、外国籍（公募・私募）ごとのファンド資産の総数を記載すること。

④　主要な経営指標等の推移

	当期	前期	前々期
全体収益	百万円	百万円	百万円
うち投資運用部門収益	百万円	百万円	百万円
当期純損益	百万円	百万円	百万円

現行

単位型投資信託								
追加型投資信託								
その他投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
投資信託計								
親投資信託受益証券								

（注意事項）

１　投資信託元本について、当期中における設定、解約、償還、期中増減及び期末残存元本を記載すること。「親投資信託受益証券」の欄は親投資信託ごとに区分して記載すること。

２　募集、特定投資家私募、適格機関投資家私募及び一般投資家私募ごとに記載すること。

②　外国投資信託の設定、解約及び償還の状況

区分	設定		解約	償還		期中増減	残存	
	ファンド数	元本額		ファンド数	元本額		ファンド数	元本額
単位型外国投資信託		百万円	百万円		百万円	百万円		百万円
追加型外国投資信託								
株式外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
公社債外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
不動産外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
その他外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
外国投資信託計								
親外国投資信託受益証券								

（注意事項）

１　外国投資信託元本について、当期中における設定、解約、償還、期中増減及び期末残存元本を記載すること。「親外国投資信託受益証券」の欄は親外国投資信託ごとに区分して記載する

改正案

契約件数	件	件	件
運用財産総額合計	百万円	百万円	百万円
委託者報酬及び運用受託報酬	百万円	百万円	百万円
年金受託割合	%	%	%

（注意事項）

1　「契約件数」の欄には、投資一任契約に係る業務に関して、期末における数値を記載すること。

2　「年金受託割合」の欄には、投資一任契約に係る業務に関して、年金（年金積立金管理運用独立行政法人その他の公的年金制度に係る年金積立金の運用を行う主体、厚生年金基金、企業年金基金、規約型企業年金又は企業年金連合会をいう。）を相手方とする契約に係る運用財産総額の運用財産総額合計に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）の期末における数値を記載すること。

⑳　投資一任契約に係る業務の状況

①　契約件数等

	国内			小計	海外		小計	合計
	公的年金	私的年金	その他		年金	その他		
契約件数	件	件	件	件	件	件	件	件
運用財産総額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
割合	%	%	%	%	%	%	%	

（注意事項）

1　「公的年金」の欄には、年金積立金管理運用独立行政法人その他の公的年金制度に係る年金積立金の運用を行う主体との契約分を、「私的年金」の欄には、厚生年金基金、企業年金基金、規約型企業年金又は企業年金連合会との契約分を記載すること。

2　「契約件数」の欄及び「運用財産総額」の欄には、期末における数値を記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

3　「割合」の欄には、各運用財産総額の運用財産総額の合計額に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）を記載すること。

②　投資一任契約に係る投資の状況

イ　有価証券の売買状況（約定ベース・受渡しベース）

株式	公社債券	受益証券	信託受益権	その他有価証券
売買高	売買高	売買高	売買高	売買高

現行

こと。

2　募集、特定投資家私募、適格機関投資家私募及び一般投資家私募ごとに記載すること。

3　外貨建てファンドの場合は、設定日、解約日、償還日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

③　投資法人との資産運用委託契約の状況

対象	区分	前期末		新規契約数	解約契約数	契約資産の期中増減額	運用による期中増減額	当期末	
		契約数	契約資産額					契約数	契約資産額
有価証券	オープン・エンド型投資法人		百万円			百万円	百万円		百万円
	クローズド・エンド型投資法人								
	計								
不動産	オープン・エンド型投資法人								
	クローズド・エンド型投資法人								
	計								
その他	オープン・エンド型投資法人								
	クローズド・エンド型投資法人								
	計								
	オープン・エンド型投資法人								
	クローズド・エンド型投資法人								
	合計								

（注意事項）

1　登録投資法人との間に締結した資産運用委託契約の契約資産について、前期末残高、当期中における新規、解約、期中増減及び当期末残高を記載すること。

2　資産運用委託契約期間の終了以外の理由により解約となったものについては、その理由を注記すること。

3　募集及び私募ごとに記載すること。

4　対象欄の「有価証券」、「不動産」、「その他」は、投資法人の主たる投資対象資産ごとの分類であり、当該分類に従い、投資法人の主たる投資対象資産ごとに記載すること。

④　投資信託財産、外国投資信託の信託財産及び投資法人運用資産の売買等の状況

イ　有価証券の売買状況

区分	売付	買付	合計	備考

改正案

百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

（注意事項）

1　有価証券の売買のうちデリバティブ取引を除いた計数を記入すること。

2　外貨建ての契約の場合は、約定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

3　「株式売買高」の欄にはその金額を約定ベース（精算金額）又は受渡しベース（精算金額）のいずれかに基づいて記載すること。

4　現先売買は、「公社債券売買高」の欄に外書きすること。

5　新株予約権付社債の分離後の新株予約権部分は「株式売買高」の欄に、社債部分は「公社債券売買高」の欄に金額を内書きすること。

ロ　デリバティブ取引の状況（約定ベース・受渡しベース）

（イ）市場デリバティブ取引高

先物取引高		オプション取引高		その他	
株式	公社債券	株式	公社債券		
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

（ロ）店頭デリバティブ取引高

先渡取引高	オプション取引高	スワップ取引高	その他
百万円	百万円	百万円	百万円

（ハ）外国市場デリバティブ取引高

先物取引高		オプション取引高		その他	
株式	公社債券	株式	公社債券		
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

（注意事項）

1　「デリバティブ取引高」は、想定元本ベースで記載すること。

2　外貨建ての契約の場合は、約定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

ハ　金融商品取引行為の相手方の状況

相手方	取引額	備考

（注意事項）

1　「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。

相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第３号に規定する関係外国法

現行

	株数	金額	株数	金額	株数	金額	
株券	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
新株予約権証券							
公社債券							
信託受益権							
その他							
計							
親投資信託受益証券							

ロ　市場デリバティブ取引の状況

区分		売付	買付	合計	備考
先物取引	株券に係る取引	百万円	百万円	百万円	
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				

ハ　店頭デリバティブ取引の状況

区分		売付	買付	合計	備考
先渡取引	株券に係る取引	百万円	百万円	百万円	
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				

ニ　外国市場デリバティブ取引の状況

改正案

人等をいう。以下この(20)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。

ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下この(20)において同じ。）を記載すること。

２　「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。

３　「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

③　運用受託報酬　　百万円

④　自己又は関係会社が発行・設定する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券	うち自己設定投資信託の受益証券等	うち関係会社設定投資信託の受益証券等
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
割合	%	%	%	%

（注意事項）

自己若しくは関係会社が発行する有価証券又は設定する投資信託の受益証券等（投資信託及び外国投資信託の受益証券、投資法人の投資証券及び投資法人債券並びに法第２条第８項第15号に掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利をいう。）の組入れ金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）について記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。

⑤　運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

（注意事項）

現行

区分		売付	買付	合計	備考
先物取引	株券に係る取引	百万円	百万円	百万円	
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				

ホ　不動産の売買の状況

区分		売付	買付	合計	備考
賃貸用	建物	百万円	百万円	百万円	
	土地				
	その他				
賃貸用以外	建物				
	土地				
	その他				

ヘ　その他の特定資産の売買の状況

区分	売付	買付	合計	備考
	百万円	百万円	百万円	

（注意事項）

１　当期中に行われた有価証券の売買、デリバティブ取引及び不動産売買等の状況を記載すること。

なお、これら以外の資産の売買等の状況については、当該資産を主たる投資対象としている場合に限り、その状況を記載すること。

２　「有価証券の売買状況」は、デリバティブ取引を除いた計数を記載すること。

３　「市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額（想定元本ベース。以下、本号において同じ。）を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。

「店頭デリバティブ取引の状況」中、「先渡取引」の欄には法第２条第22項第１号及び第２

改正案

１　権利者（特定投資家を除く。）に権利が属する運用財産の運用として対象有価証券（第130条第３項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びにファンド関係者（当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者等をいう。以下この注意事項において同じ。）のうちに関係会社がある場合には、当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び提出会社との関係内容を記載すること。また、ファンド関係者のうちに関係会社がない場合には、「無」と記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。

２　基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

⑥　運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ　時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額	割合
株式	百万円	百万円	%
公社債券			%
受益証券			%
信託受益権			%
その他の有価証券			%
その他の資産（現金・預金を含む。）			%
全体			%

（注意事項）

運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。）から価格を入手できない等、時価を把握することが困難と認められる投資対象の保有額及び当該保有額の投資対象の保有額に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１

現行

号に掲げる取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には法第２条第22項第３号及び第４号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。

「外国市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を記載すること。

⑤　投資信託、外国投資信託及び投資法人運用資産一覧表

イ　投資信託

投資信託名	設定年月日	信託期間	当初設定額	純資産総額	特定資産組入比率		基準価額	過去１年間の収益金込み基準価額の騰落率	設定来年平均受益者利回り	備考
					特定資産	比率				
			百万円	百万円		%	円	%	%	

（注意事項）

１　単位型株式投資信託、追加型株式投資信託、単位型公社債投資信託、追加型公社債投資信託、単位型不動産投資信託、追加型不動産投資信託、単位型その他投資信託、追加型その他投資信託及び親投資信託ごとに分けて記載すること。

２　記載は、設定日の順序で記載すること。なお、他の投資信託委託会社から引き継いだ投資信託財産がある場合には、その旨及び当該投資信託財産を引き継いだ年月日を「備考」欄に記載すること。

３　特定資産組入比率について、「特定資産」の欄には組入比率50％以上の特定資産の種類を、「比率」欄には当該特定資産の組入比率を記載すること。なお、組入比率50％以上の特定資産がない場合、組入比率が一番高い特定資産の種類及び当該特定資産の組入比率を記載すること。

４　追加型投資信託については、「設定来年平均受益者利回り」欄の記載を要しない。

５　運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、備考欄に外部委託先名を付記すること。

また、他の投資運用業を行う者から業務を引き継いだ場合は、その旨及び当該引き継いだ年月日を「備考」欄に記載すること。

ロ　外国投資信託

外国投資信託名	設定年月日	信託期間	当初設定額	純資産総額	基準価額	過去１年間の収益金込み基準価額の騰落率	設定来年平均受益者利回り	備考

改正案

位まで記載すること。）を記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。

ロ　時価を把握することが困難である理由

⑦　対象有価証券の名義人の状況

名義人の名称	関係内容	理由

（注意事項）

1　運用財産の管理について、権利者が信託会社等（第130条第１項第15号に規定する信託会社等をいう。以下この注意事項において同じ。）への信託を行うものであって、当該運用財産の運用に関し投資した対象有価証券（同条第３項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）の名義人が権利者又は信託会社等でない場合、当該名義人の状況について、名義人ごとに記載すること。

2　「名義人の名称」の欄には、対象有価証券の名義人の商号又は名称を記載すること。

3　「関係内容」の欄には、投資一任契約に係る業務を行う者と名義人との関係内容について記載すること。

4　「理由」の欄には、対象有価証券の名義人が権利者又は信託会社等でない理由について記載すること。

(21)　投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況

①　投資信託の設定、解約及び償還の状況

区分	設定		解約	償還		期中増減	残存	
	ファンド数	元本額		ファンド数	元本額		ファンド数	元本額
		百万円	百万円		百万円	百万円		百万円
単位型投資信託								
追加型投資信託								
株式投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
公社債投資信託計								
単位型投資信託								

現行

			百万円	百万円	円	%	%	

（注意事項）

1　単位型株式外国投資信託、追加型株式外国投資信託、単位型公社債外国投資信託、追加型公社債外国投資信託、単位型不動産外国投資信託、追加型不動産外国投資信託、単位型その他外国投資信託、追加型その他外国投資信託及び親外国投資信託ごとに分けて記載すること。

2　記載は、設定日の順序で記載すること。

3　追加型外国投資信託については、「設定来年平均受益者利回り」欄の記載を要しない。

4　運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、備考欄に外部委託先名を付記すること。

また、他の投資運用業を行う者から業務を引き継いだ場合は、その旨及び当該引き継いだ年月日を「備考」欄に記載すること。

5　外貨建てファンドの場合は、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

また、「過去１年間の収益金込み基準価額の騰落率」については、期首及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。「設定来年平均受益者利回り」については、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。

ハ　投資法人

名称	設立年月日	存続期間	当初出資額	純資産額	特定資産組入比率		１口当たり純資産額	過去１年の分配金込み払戻金額の騰落率	設定来年平均運用利回り	備考
					特定資産	比率				
			百万円	百万円		%	円	%	%	

（注意事項）

1　クローズド・エンド型投資法人、オープン・エンド型投資法人及び投資法人以外のビークルに分けて、かつ、その主たる投資対象資産により株式、公社債、不動産、その他の資産ごとに分けて記載すること。

2　記載は、資産運用委託契約を締結した日の順序で記載すること。なお、投資法人及び投資法人以外のファンドの設立の当初から資産運用を受託していない場合は、その旨を「備考」欄に付記すること。

3　特定資産組入比率について、「特定資産」の欄には組入比率50％以上の特定資産の種類を、「比率」欄には当該特定資産の組入比率を記載すること。なお、組入比率50％以上の特定資産がない場合、組入比率が一番高い特定資産の種類及び当該特定資産の組入比率を記載すること。

4　オープン・エンド型投資法人については、「設定来年平均運用利回り」の記載を要しない。

改正案

追加型投資信託								
不動産投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
その他投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
投資信託計								
親投資信託受益証券								

（注意事項）

1　投資信託元本について、当期中における設定、解約、償還、期中増減及び期末残存元本を記載すること。「親投資信託受益証券」の欄は親投資信託ごとに区分して記載すること。

2　募集、特定投資家私募、適格機関投資家私募及び一般投資家私募ごとに記載すること。

②　外国投資信託の設定、解約及び償還の状況

区分	設定		解約	償還		期中増減	残存	
	ファンド数	元本額		ファンド数	元本額		ファンド数	元本額
単位型外国投資信託		百万円	百万円		百万円	百万円		百万円
追加型外国投資信託								
株式外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
公社債外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
不動産外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
その他外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
外国投資信託計								
親外国投資信託受益証券								

（注意事項）

現行

5　運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、「備考」欄に外部委託先名を付記すること。また、他の投資運用業を行う者から業務を引き継いだ場合は、その旨及び当該引継いだ年月日を備考欄に記載すること。

⑥　委託者報酬及び運用受託報酬　　百万円

(22)　法第２条第８項第15号に掲げる行為に係る業務の状況

①　設定及び償還の状況

区分	前期末		設定ファンド数	償還ファンド数	期中元本増減額	当期末	
	ファンド数	元本額				ファンド数	元本額
法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利に係るもの		百万円			百万円		百万円
その他							
合計							

（注意事項）

1　運用を行うファンドに係る、前期末残高、当期中における新規設定、償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。

2　募集及び私募ごとに記載すること。

②　ファンドの保有資産の売買等の状況

イ　有価証券の売買状況

区分	売付		買付		合計		備考
	株数	金額	株数	金額	株数	金額	
株券	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
新株予約権証券							
公社債券							
信託受益権							
その他							
計							

ロ　市場デリバティブ取引の状況

区分		売付	買付	合計	備考
先物取引	株券に係る取引	百万円	百万円	百万円	
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				

改正案

１　外国投資信託元本について、当期中における設定、解約、償還、期中増減及び期末残存元本を記載すること。「親外国投資信託受益証券」の欄は親外国投資信託ごとに区分して記載すること。

２　募集、特定投資家私募、適格機関投資家私募及び一般投資家私募ごとに記載すること。

３　外貨建てファンドの場合は、設定日、解約日、償還日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

③　投資法人との資産運用委託契約の状況

対象	区分	前期末		新規契約数	解約契約数	契約資産の期中増減額	運用による期中増減額	当期末	
		契約数	契約資産額					契約数	契約資産額
			百万円			百万円	百万円		百万円
有価証券	オープン・エンド型投資法人								
有価証券	クローズド・エンド型投資法人								
有価証券	計								
不動産	オープン・エンド型投資法人								
不動産	クローズド・エンド型投資法人								
不動産	計								
その他	オープン・エンド型投資法人								
その他	クローズド・エンド型投資法人								
その他	計								
	オープン・エンド型投資法人								
	クローズド・エンド型投資法人								
	合計								

（注意事項）

１　登録投資法人との間に締結した資産運用委託契約の契約資産について、前期末残高、当期中における新規、解約、期中増減及び当期末残高を記載すること。

２　資産運用委託契約期間の終了以外の理由により解約となったものについては、その理由を注記すること。

３　募集及び私募ごとに記載すること。

４　対象欄の「有価証券」、「不動産」、「その他」は、投資法人の主たる投資対象資産ごとの分類であり、当該分類に従い、投資法人の主たる投資対象資産ごとに記載すること。

④　投資信託財産、外国投資信託の信託財産及び投資法人運用資産の売買等の状況

現行

	その他				
その他	（　　）				
その他	（　　）				
その他	（　　）				

ハ　店頭デリバティブ取引の状況

区分		売付	買付	合計	備考
		百万円	百万円	百万円	
先渡取引	株券に係る取引				
先渡取引	債券に係る取引				
先渡取引	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
オプション取引	債券に係る取引				
オプション取引	その他				
その他	（　　）				
その他	（　　）				
その他	（　　）				

ニ　外国市場デリバティブ取引の状況

区分		売付	買付	合計	備考
		百万円	百万円	百万円	
先物取引	株券に係る取引				
先物取引	債券に係る取引				
先物取引	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
オプション取引	債券に係る取引				
オプション取引	その他				
その他	（　　）				
その他	（　　）				
その他	（　　）				

（注意事項）

１　当期中に行われた有価証券の売買及びデリバティブ取引の状況を記載すること。

２　「有価証券の売買状況」は、デリバティブ取引を除いた計数を記載すること。

３　「市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額（想定元本ベース。以下、本号において同じ。）を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。

改正案

イ　有価証券の売買状況

区　分	売　付		買　付		合　計		備　考
	株数	金額	株数	金額	株数	金額	
	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
株券							
新株予約権証券							
公社債券							
信託受益権							
その他							
計							
親投資信託受益証券							

ロ　市場デリバティブ取引の状況

区　　分		売　付	買　付	合　計	備　考
先物取引	株券に係る取引	百万円	百万円	百万円	
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				

ハ　店頭デリバティブ取引の状況

区　　分		売　付	買　付	合　計	備　考
先渡取引	株券に係る取引	百万円	百万円	百万円	
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				

現行

「店頭デリバティブ取引の状況」中、「先渡取引」の欄には法第２条第22項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には法第２条第22項第３号及び第４号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。

「外国市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を記載すること。

③　運用するファンド一覧表

名称	設定年月日	存続期間	総資産額	備考
			百万円	

（注意事項）

１　記載は、ファンドを設定した日の順序で記載すること。

２　運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、「備考」欄に外部委託先名を付記すること。

④　運用受託報酬その他の法第２条第８項第15号に掲げる行為に係る報酬

百万円

(23)　適格投資家向け投資運用業等の状況

①　運用財産の状況

全ての運用財産の総額	うち法第２条第８項第12号イに掲げる契約に基づく行為に係るもの	うち法第２条第８項第12号ロに掲げる契約に基づく行為に係るもの	うち法第２条第８項第14号に掲げる行為に係るもの	うち法第２条第８項第15号に掲げる行為に係るもの	うち法第63条第１項第２号に掲げる行為に係るもの	うち附則第48条第１項に規定する業務に係るもの
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

（注意事項）

１　「うち法第２条第８項第15号に掲げる行為に係るもの」欄の金額は、「うち法第63条第１項第２号に掲げる行為に係るもの」及び「うち附則第48条第１項に規定する業務に係るもの」に該当するものを除く。

２　「うち附則第48条第１項に規定する業務に係るもの」欄には、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第１項に規定する業務に係る運用財産の総額を記載する

改正案

ニ　外国市場デリバティブ取引の状況

区　　分		売　付	買　付	合　計	備　考
先物取引	株券に係る取引	百万円	百万円	百万円	
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				

ホ　不動産の売買の状況

区　　分		売　付	買　付	合　計	備　考
賃貸用	建物	百万円	百万円	百万円	
	土地				
	その他				
賃貸用以外	建物				
	土地				
	その他				

ヘ　その他の特定資産の売買の状況

区　　分	売　付	買　付	合　計	備　考
	百万円	百万円	百万円	

（注意事項）

1　当期中に行われた有価証券の売買、デリバティブ取引及び不動産の売買等の状況を記載すること。

なお、これら以外の資産の売買等の状況については、当該資産を主たる投資対象としている場合に限り、その状況を記載すること。

2　「有価証券の売買状況」は、デリバティブ取引を除いた計数を記載すること。

3　「市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額（想定元本ベース。以下この３において同じ。）を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。

現行

こと。

3　表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

②　顧客の状況

顧　　客	顧客数
特定投資家	名
第16条の３各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の５各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
合　　計	

（注意事項）

1　本表においては、法第63条第１項第２号に掲げる行為及び証券取引法等の一部を改正する法律附則第48条に規定する業務に係る顧客を含めないこと。

2　「顧客数」欄には、期末における人数を記載すること。

③　法第29条の５第２項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

顧　　客	契約件数	顧客数	私募の取扱い
特定投資家	件	名	百万円
第16条の３各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
令第15条の10の５各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者			

（注意事項）

1　「契約件数」及び「顧客数」欄には、当期中の数を記載すること。

2　「私募の取扱い」欄には、当期中の私募の取扱い金額を記載すること。

3　表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(24)　投資助言業務の状況

①　契約件数等

投資顧問契約（投資一任契約を除く）	うち、顧客の資産の額を前提とした契約	
契　約　件　数	契　約　件　数	資　産　総　額
件	件	百万円

改正案

「店頭デリバティブ取引の状況」中、「先渡取引」の欄には法第２条第22項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には法第２条第22項第３号及び第４号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。

「外国市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を記載すること。

ト　金融商品取引行為の相手方の状況

相　手　方	取　引　額	備　考

（注意事項）

１　「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。

相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第３号に規定する関係外国法人等をいう。以下この(21)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載すること。

ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下この(21)において同じ。）を記載すること。

２　「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。

３　「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

⑤　投資信託、外国投資信託及び投資法人運用資産一覧表

イ　投資信託

投資信託名	設定年月日	信託期間	当初設定額	純資産総額	特定資産組入比率		基準価額	過去１年間の収益金込み基準価額の騰落率	設定来年平均受益者利回り	備考
					特定資産	比率				
			百万円	百万円		%	円	%	%	

現行

②　内部管理の状況

（注意事項）

１　「契約数」欄及び「資産総額」欄には、期末における数値を記載し、「うち、顧客の資産の額を前提とした契約」欄には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

２　内部管理の状況

「内部管理の状況」には、顧客との利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

③　投資助言報酬　　百万円

(25)　代理・媒介業務の状況

①　代理・媒介を行う金融商品取引業者等

契約年月日	代理・媒介の別	金融商品取引業者等名	金融商品取引業者等の登録番号

②　投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理・媒介の状況

代理・媒介を行う金融商品取引業者等の名称	投資顧問契約		投資一任契約		計	
	代　理	媒　介	代　理	媒　介	代　理	媒　介
	件	件	件	件	件	件
計						

③　代理・媒介手数料の状況

代理・媒介を行う金融商品取引業者等の名称	代理・媒介手数料	その他受入手数料	計
	百万円	百万円	百万円
計			

④　内部管理の状況

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>

（注意事項）

1　単位型株式投資信託、追加型株式投資信託、単位型公社債投資信託、追加型公社債投資信託、単位型不動産投資信託、追加型不動産投資信託、単位型その他投資信託、追加型その他投資信託及び親投資信託ごとに分けて記載すること。

2　記載は、設定日の順序で記載すること。なお、他の投資信託委託会社から引き継いだ投資信託財産がある場合には、その旨及び当該投資信託財産を引き継いだ年月日を「備考」欄に記載すること。

3　特定資産組入比率について、「特定資産」の欄には組入比率50％以上の特定資産の種類を、「比率」の欄には当該特定資産の組入比率を記載すること。なお、組入比率50％以上の特定資産がない場合、組入比率が一番高い特定資産の種類及び当該特定資産の組入比率を記載すること。

4　追加型投資信託については、「設定来年平均受益者利回り」の欄の記載を要しない。

5　運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、「備考」の欄に外部委託先名を付記すること。

また、他の投資運用業を行う者から業務を引き継いだ場合は、その旨及び当該引き継いだ年月日を「備考」の欄に記載すること。

ロ　外国投資信託

外国投資信託名	設　定年月日	信託期間	当　初設定額	純資産総　額	基準価額	過去１年間の収益金込み基準価額の騰落率	設定来年平均受益者利回り	備考
			百万円	百万円	円	％	％	

（注意事項）

1　単位型株式外国投資信託、追加型株式外国投資信託、単位型公社債外国投資信託、追加型公社債外国投資信託、単位型不動産外国投資信託、追加型不動産外国投資信託、単位型その他外国投資信託、追加型その他外国投資信託及び親外国投資信託ごとに分けて記載すること。

2　記載は、設定日の順序で記載すること。

3　追加型外国投資信託については、「設定来年平均受益者利回り」の欄の記載を要しない。

4　運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、「備考」の欄に外部委託先名を付記すること。

また、他の投資運用業を行う者から業務を引き継いだ場合は、その旨及び当該引き継いだ

</td><td>

（注意事項）

1　代理・媒介を行う金融商品取引業者等

当期末現在において投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介の委託を受けている金融商品取引業者等との契約年月日、その商号又は名称及び登録番号を記載すること（複数の金融商品取引業者等が存在する場合、適宜記載欄を設けて記載すること。）。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2　代理・媒介手数料等の状況

「代理・媒介手数料」欄には、事業年度中に金融商品取引業者等から得た代理・媒介手数料の金額を記載すること。また、「その他受入手数料」欄には、事業年度中に金融商品取引業者等から得た代理・媒介業務に係る手数料のうち、契約締結の代理・媒介に係る手数料以外の手数料の金額を記載すること。なお、両者の区分が困難である場合は、その旨を欄外に明記した上で、「代理・媒介手数料」欄に一括して記載すること。

3　内部管理の状況

「内部管理の状況」には、顧客情報の管理態勢、兼業業務における優越的地位の濫用を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

2　経理の状況

（記載要領）

1　金融商品取引業者は、様式A（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る）を行う者）、様式B（投資信託委託会社）、様式C（その他法人）、様式D（個人）により、貸借対照表、損益計算書等を作成するものとする。

2　金融商品取引業協会に加入している金融商品取引業者は、加入している金融商品取引業協会の定める経理に関する規則その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成するものとする。

3　金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者は、関連する金融商品取引業協会の定める経理に関する規則に準じた規則その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成するものとする。

4　金融商品取引業協会の定める経理に関する規則がない金融商品取引業者は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成するものとする。

5　様式Dにあっては、２から４まで中「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とあるのは「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」とする。

6　貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。さらに、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動

</td></tr>
</table>

改正案

年月日を「備考」の欄に記載すること。

5　外貨建てファンドの場合は、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

また、「過去１年間の収益金込み基準価額の騰落率」については、期首及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。「設定来年平均受益者利回り」については、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。

ハ　投資法人

名称	設立年月日	存続期間	当初出資額	純資産額	特定資産組入比率		１口当たり純資産額	過去１年の分配金込み払戻金額の騰落率	設定来年平均運用利回り	備考
					特定資産	比率				
			百万円	百万円		%	円	%	%	

（注意事項）

1　クローズド・エンド型投資法人、オープン・エンド型投資法人及び投資法人以外のビークルに分けて、かつ、その主たる投資対象資産により株式、公社債、不動産、その他の資産ごとに分けて記載すること。

2　記載は、資産運用委託契約を締結した日の順序で記載すること。なお、投資法人及び投資法人以外のファンドの設立の当初から資産運用を受託していない場合は、その旨を「備考」の欄に付記すること。

3　特定資産組入比率について、「特定資産」の欄には組入比率50％以上の特定資産の種類を、「比率」の欄には当該特定資産の組入比率を記載すること。なお、組入比率50％以上の特定資産がない場合、組入比率が一番高い特定資産の種類及び当該特定資産の組入比率を記載すること。

4　オープン・エンド型投資法人については、「設定来年平均運用利回り」の記載を要しない。

5　運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、「備考」の欄に外部委託先名を付記すること。また、他の投資運用業を行う者から業務を引き継いだ場合は、その旨及び当該引継いだ年月日を「備考」の欄に記載すること。

⑥　委託者報酬及び運用受託報酬　　百万円

⑦　自己又は関係会社が発行・設定する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券	うち自己設定投資信託の受益証券等	うち関係会社設定投資信託の受益証券等
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
割合	%	%	%	%

（注意事項）

現行

計算書については関連する注記を付すこと。

7　第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う金融商品取引業者は、次の各号に定める事項を記載した書面を添付すること。

⑴　重要な会計方針

有価証券の評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準その他の重要な会計方針(財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続をいう。)を記載する。

⑵　会計方針の変更等

財務諸表等規則第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載する。

⑶　貸借対照表に関する注記

次に掲げる事項を記載する。

①　担保に供されている有価証券その他の資産及び担保として預託を受けている有価証券その他の資産の時価

②　偶発債務(債務の保証(債務の保証と同様の効果を有するものを含む。)、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において会社の負担となる可能性のあるものをいう。)の内容及び金額

③　関係会社に対する資産及び負債の内容及び金額

④　その他貸借対照表により会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

⑷　損益計算書に関する注記

次に掲げる事項を記載する。

①　受入手数料の内訳

②　トレーディング損益の内訳(実現損益及び評価損益の内訳を含む。)

③　金融収益及び金融費用の内訳

④　販売費・一般管理費の内訳

⑤　その他損益計算書により会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

⑸　有価証券に関する注記

財務諸表等規則第８条の７(第４項を除く。)の規定に準じて記載する。

⑹　デリバティブ取引に関する注記

財務諸表等規則第８条の８(第１項ただし書及び第１号を除く。)の規定に準じて記載する。

⑺　一株当たり当期純損益

イ　一株当たり当期純利益又は当期純損失の金額を記載する。

ロ　当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、イに規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載する。

①　株式併合又は株式分割が行われた旨

②　当事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり当期純利益又は当期純損失の金額が算定されている旨

（様式Ａ）

改正案

自己若しくは関係会社が発行する有価証券又は設定する投資信託の受益証券等（投資信託及び外国投資信託の受益証券、投資法人の投資証券及び投資法人債券並びに法第２条第８項第15号に掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利をいう。）の組入れ金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）について記載すること。

⑧　運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

（注意事項）

１　運用財産の運用として対象有価証券（第130条第３項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びにファンド関係者（当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者等をいう。以下この注意事項において同じ。）のうちに関係会社がある場合には、当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び提出会社との関係内容を記載すること。また、ファンド関係者のうちに関係会社がない場合には、「無」と記載すること。

２　基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

⑨　運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ　時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額	割合
株式	百万円	百万円	%
公社債券			%
受益証券			%
信託受益権			%

現行

（日本工業規格Ａ４）

⑴　貸　借　対　照　表

年　　月　　日現在

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金・預金		トレーディング商品	
預託金		商品有価証券等	
顧客分別金信託		デリバティブ取引	
金融商品取引責任準備預託金		約定見返勘定	
その他の預託金		信用取引負債	
トレーディング商品		信用取引借入金	
商品有価証券等		信用取引貸証券受入金	
デリバティブ取引		有価証券担保借入金	
約定見返勘定		有価証券貸借取引受入金	
信用取引資産		現先取引借入金	
信用取引貸付金		預り金	
信用取引借証券担保金		顧客からの預り金	
有価証券担保貸付金		募集等受入金	
借入有価証券担保金		その他の預り金	
現先取引貸付金		受入保証金	
立替金		発行日取引受入保証金	
顧客への立替金		信用取引受入保証金	
その他の立替金		先物取引受入証拠金	
募集等払込金		有価証券引渡票受入金	
短期差入保証金		その他の受入保証金	
発行日取引差入証拠金		有価証券等受入未了勘定	
信用取引差入保証金		受取差金勘定	
先物取引差入証拠金		短期借入金	
有価証券引渡票支払金		前受金	
その他の差入保証金		前受収益	
有価証券等引渡未了勘定		未払金	
支払差金勘定		未払費用	

改正案

その他の有価証券			%
その他の資産 （現金・預金を含む。）			%
全体			%

（注意事項）

運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。）から価格を入手できない等、時価を把握することが困難と認められる投資対象の保有額及び当該保有額の投資対象の保有額に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）を記載すること。

ロ　時価を把握することが困難である理由

㉒　法第２条第８項第15号に掲げる行為に係る業務の状況

①　設定及び償還の状況

区分	前期末		設定ファンド数	償還ファンド数	期中元本増減額	当期末	
	ファンド数	元本額				ファンド数	元本額
法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利に係るもの		百万円			百万円		百万円
その他							
合計							

（注意事項）

１　運用を行うファンドに係る、前期末残高、当期中における新規設定、償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。

２　募集及び私募ごとに記載すること。

②　ファンドの保有資産の売買等の状況

イ　有価証券の売買状況

区分	売付		買付		合計		備考
	株数	金額	株数	金額	株数	金額	
株券	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
新株予約権証券							
公社債券							
信託受益権							

現行

短期貸付金		未払法人税等	
前払金		繰延税金負債	
前払費用		賞与引当金	
未収入金		その他の流動負債	
未収収益		流動負債計	
繰延税金資産		固定負債	
その他の流動資産		長期借入金	
貸倒引当金	△	繰延税金負債	
流動資産計		退職給付引当金	
固定資産		その他の固定負債	
有形固定資産		固定負債計	
建物		引当金	
器具備品		金融商品取引責任準備金	
土地		・・・・・・	
・・・・・・		引当金計	
無形固定資産		負債合計	
のれん		（純資産の部）	
・・・・・・		株主資本	
投資その他の資産		資本金	
投資有価証券		新株式申込証拠金	
出資金		資本剰余金	
長期貸付金		資本準備金	
長期差入保証金		その他資本剰余金	
長期前払費用		利益剰余金	
繰延税金資産		利益準備金	
その他		その他利益剰余金	
貸倒引当金	△	積立金	
固定資産計		繰越利益剰余金	
繰延資産		自己株式	△
創立費		自己株式申込証拠金	
・・・・・・		評価・換算差額等	
繰延資産計		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		新株予約権	
		純資産合計	

改正案

その他							
計							

ロ　市場デリバティブ取引の状況

区　　分		売　付	買　付	合　計	備　考
		百万円	百万円	百万円	
先物取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				

ハ　店頭デリバティブ取引の状況

区　　分		売　付	買　付	合　計	備　考
		百万円	百万円	百万円	
先渡取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				

ニ　外国市場デリバティブ取引の状況

区　　分		売　付	買　付	合　計	備　考
		百万円	百万円	百万円	
先物取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				

現行

資　産　合　計		負債・純資産合計	

(2)　損　益　計　算　書

（　年　月　日から　年　月　日まで　）

科　　目	金　　額	
営　業　収　益	千円	千円
受　入　手　数　料		×××
委　託　手　数　料	×××	
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	×××	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	×××	
その他の受入手数料	×××	
トレーディング損益		×××
株券等トレーディング損益	×××	
債券等トレーディング損益	×××	
その他のトレーディング損益	×××	
金　融　収　益		×××
営　業　収　益　計		×××
金　融　費　用		×××
純　営　業　収　益		×××
販売費・一般管理費		×××
取　引　関　係　費	×××	
人　件　費	×××	
不　動　産　関　係　費	×××	
事　務　費	×××	
減　価　償　却　費	×××	
租　税　公　課	×××	
貸倒引当金繰入れ	×××	
そ　の　他	×××	
営業利益（又は営業損失）		×××
営　業　外　収　益		×××
営　業　外　費　用		×××
経常利益（又は経常損失）		×××
特　別　利　益		

改正案

	その他				
その他	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				

（注意事項）

1　当期中に行われた有価証券の売買及びデリバティブ取引の状況を記載すること。

2　「有価証券の売買状況」は、デリバティブ取引を除いた計数を記載すること。

3　「市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額（想定元本ベース。以下この３において同じ。）を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。

「店頭デリバティブ取引の状況」中、「先渡取引」の欄には法第２条第22項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には法第２条第22項第３号及び第４号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。

「外国市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を記載すること。

ホ　金融商品取引行為の相手方の状況

相　手　方	取　引　額	備　考

（注意事項）

1　「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。

相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第３号に規定する関係外国法人等をいう。以下この(22)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として未上場会社（その発行するいずれの有価証券も金融商品取引所（外国におけるこれらに相当するものを含む。）に上場されていない会社をいう。）が発行する株券を投資の対象とする法第２条第８項第15号に係る業務を行う場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは、記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。

ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下この

現行

臨時利益	×××	
金融商品取引責任準備金戻入	×××	
・・・・・・	×××	
特別利益計		×××
特別損失		
有価証券評価減	×××	
臨時損失	×××	
金融商品取引責任準備金繰入れ	×××	
・・・・・・	×××	
特別損失計		×××
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×××
法人税、住民税及び事業税		×××
法人税等調整額		×××
当期純利益（又は当期純損失）		×××

⑶　株主資本等変動計算書

（単位：千円）

株主資本		
資本金	当期首残高	×××
	当期変動額　新株の発行	×××
	当期末残高	×××
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	×××
	当期変動額　新株の発行	×××
	当期末残高	×××
その他資本剰余金	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
資本剰余金合計	当期首残高	×××

改正案

(22)において同じ。）を記載すること。

２　「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。

３　「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

③　運用するファンド一覧表

名称	設定年月日	存続期間	総資産額	備考
			百万円	

（注意事項）

１　記載は、ファンドを設定した日の順序で記載すること。

２　運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、「備考」の欄に外部委託先名を付記すること。

④　運用受託報酬その他の法第２条第８項第15号に掲げる行為に係る報酬

百万円

⑤　自己又は関係会社が発行・設定する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券	うち自己設定投資信託の受益証券等	うち関係会社設定投資信託の受益証券等
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
割合	%	%	%	%

（注意事項）

自己若しくは関係会社が発行する有価証券又は設定する投資信託の受益証券等（投資信託及び外国投資信託の受益証券、投資法人の投資証券及び投資法人債券並びに法第２条第８項第15号に掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利をいう。）の組入れ金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）について記載すること。

⑥　運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

現行

	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	×××
	当期変動額　剰余金の配当	×××
	当期末残高	×××
その他利益剰余金		
××積立金	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
繰越利益剰余金	当期首残高	×××
	当期変動額　剰余金の配当 当期純利益	△　××× ×××
	当期末残高	×××
利益剰余金合計	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
自己株式	当期首残高	△　×××
	当期変動額　自己株式の処分	×××
	当期末残高	△　×××
株主資本合計	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
評価・換算差額等		

改正案

（注意事項）

1　運用財産の運用として対象有価証券（第130条第３項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びにファンド関係者（当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者等をいう。以下この注意事項において同じ。）のうちに関係会社がある場合には、当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び提出会社との関係内容を記載すること。また、ファンド関係者のうちに関係会社がない場合には、「無」と記載すること。

2　基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

⑦　運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ　時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額	割合
株式	百万円	百万円	%
公社債券			%
受益証券			%
信託受益権			%
その他の有価証券			%
その他の資産（現金・預金を含む。）			%
全体			%

（注意事項）

運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。）から価格を入手できない等、時価を把握することが困難と認められる投資対象の保有額及び当該保有額の投資対象の保有額に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）を記載すること。

ロ　時価を把握することが困難である理由

現行

その他有価証券評価差額金	当期首残高	×××
	当期変動額（純額）	×××
	当期末残高	×××
繰延ヘッジ損益	当期首残高	×××
	当期変動額（純額）	×××
	当期末残高	×××
土地再評価差額金	当期首残高	×××
	当期変動額（純額）	×××
	当期末残高	×××
評価・換算差額等合計	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
新株予約権	当期首残高	×××
	当期変動額（純額）	×××
	当期末残高	×××
純資産合計	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××

⑷　附　属　明　細　表

①　有価証券明細表

（株　式）

銘　　柄	株　式　数	貸借対照表計上額
	千株	千円

改正案	現行

(23) 適格投資家向け投資運用業等の状況

① 運用財産の状況

全ての運用財産の総額	うち法第２条第８項第12号イに掲げる契約に基づく行為に係るもの	うち法第２条第８項第12号ロに掲げる契約に基づく行為に係るもの	うち法第２条第８項第14号に掲げる行為に係るもの	うち法第２条第８項第15号に掲げる行為に係るもの	うち法第63条第１項第２号に掲げる行為に係るもの	うち附則第48条第１項に規定する業務に係るもの
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

（注意事項）

1 「うち法第２条第８項第15号に掲げる行為に係るもの」の欄の金額は、「うち法第63条第１項第２号に掲げる行為に係るもの」及び「うち附則第48条第１項に規定する業務に係るもの」に該当するものを除く。

2 「うち附則第48条第１項に規定する業務に係るもの」の欄には、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第１項に規定する業務に係る運用財産の総額を記載すること。

3 表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

② 顧客の状況

顧　　客	顧客数
特定投資家	名
第16条の３各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の５各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
合　　計	

（注意事項）

1 本表においては、法第63条第１項第２号に掲げる行為及び証券取引法等の一部を改正する法律附則第48条に規定する業務に係る顧客を含めないこと。

計		

（債　券）

銘　　柄	券　面　総　額	貸借対照表計上額
	千円	千円
計		

（その他）

種　類　及　び　銘　柄	投資口数等	貸借対照表計上額
	千口	千円
計		

② 有形固定資産等明細表

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
有形固定資産計							
無形固定資産							
無形固定資産計							
長期前払費用							

改正案

２　「顧客数」の欄には、期末における人数を記載すること。

③　法第29条の５第２項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

顧　　客	契約件数	顧客数	私募の取扱い
特定投資家	件	名	百万円
第16条の３各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
令第15条の10の５各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者			

（注意事項）

１　「契約件数」及び「顧客数」の欄には、当期中の数を記載すること。

２　「私募の取扱い」の欄には、当期中の私募の取扱い金額を記載すること。

３　表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

⑵④　投資助言業務の状況

①　契約件数等

投資顧問契約（投資一任契約を除く）	うち顧客の資産の額を前提とした契約	
契　約　件　数	契　約　件　数	資　産　総　額
件	件	百万円

②　内部管理の状況

（注意事項）

１　「契約数」の欄及び「資産総額」の欄には、期末における数値を記載し、「うち、顧客の資産の額を前提とした契約」の欄には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

２　内部管理の状況

「内部管理の状況」には、顧客との利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

③　投資助言報酬　　百万円

⑵⑤　代理・媒介業務の状況

①　代理・媒介を行う金融商品取引業者等

現行

繰延資産							
繰延資産計							

③　社債明細表

銘　　柄	発行年月日	当期末残高	利　率	担　保	償還期限
		千円	%		
計					

④　借入金等明細表

区　　分	当期末残高	平均利率	返済期限
短期借入金	千円	%	
１年以内に返済予定の長期借入金			
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）			
その他の有利子負債			
計			

⑤　引当金明細表

区　　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額（目的使用）	当期減少額（そ の 他）	当期末残高
	千円	千円	千円	千円	千円

（様式Ｂ）

（日本工業規格Ａ４）

⑴　貸　借　対　照　表

年　　月　　日現在

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	

改正案

契約年月日	代理・媒介の別	金融商品取引業者等名	金融商品取引業者等の登録番号

② 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理・媒介の状況

代理・媒介を行う金融商品取引業者等の名称	投資顧問契約		投資一任契約		計	
	代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介
	件	件	件	件	件	件
計						

③ 代理・媒介手数料の状況

代理・媒介を行う金融商品取引業者等の名称	代理・媒介手数料	その他受入手数料	計
	百万円	百万円	百万円
計			

④ 内部管理の状況

（注意事項）

1 代理・媒介を行う金融商品取引業者等

当期末現在において投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介の委託を受けている金融商品取引業者等との契約年月日、その商号又は名称及び登録番号を記載すること（複数の金融商品取引業者等が存在する場合、適宜記載欄を設けて記載すること。）。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2 代理・媒介手数料等の状況

「代理・媒介手数料」の欄には、事業年度中に金融商品取引業者等から得た代理・媒介手数料の金額を記載すること。また、「その他受入手数料」の欄には、事業年度中に金融商品取引業者等から得た代理・媒介業務に係る手数料のうち、契約締結の代理・媒介に係る手数料以外の手数料の金額を記載すること。なお、両者の区分が困難である場合は、その旨を欄外に明記した上で、「代理・媒介手数料」の欄に一括して記載すること。

3 内部管理の状況

現行

流動資産		流動負債		
現金・預金		短期借入金		
有価証券		預り金		
短期貸付金		未払金		
支払委託金		未払収益分配金		
収益分配金		未払償還金		
償還金		未払手数料		
前払金		その他未払金		
前払費用		未払費用		
未収入金		未払法人税等		
未収委託者報酬		繰延税金負債		
未収運用受託報酬		前受金		
未収収益		前受収益		
繰延税金資産		・・・・・・		
・・・・・・		流動負債計		
貸倒引当金	△	固定負債		
流動資産計		長期借入金		
固定資産		退職給付引当金		
有形固定資産		繰延税金負債		
建物		負ののれん		
器具備品		・・・・・・		
土地		固定負債計		
・・・・・・		負債合計		
無形固定資産		（純資産の部）		
のれん		株主資本		
協会基金		資本金		
・・・・・・		新株式申込証拠金		
投資その他の資産		資本剰余金		
投資有価証券		資本準備金		
関係会社株式		その他資本剰余金		
出資金		利益剰余金		
長期貸付金		利益準備金		
関係会社長期貸付金		その他利益剰余金		
繰延税金資産		積立金		
・・・・・・		繰越利益剰余金		
貸倒引当金	△	自己株式	△	

改正案

「内部管理の状況」には、顧客情報の管理態勢、兼業業務における優越的地位の濫用を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

２　経理の状況

（記載要領）

１　金融商品取引業者は、様式Ａ（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う者）、様式B（投資信託委託会社）、様式C（その他法人）、様式D（個人）により、貸借対照表、損益計算書等を作成するものとする。

２　金融商品取引業協会に加入している金融商品取引業者は、加入している金融商品取引業協会の定める経理に関する規則その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成するものとする。

３　金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者は、関連する金融商品取引業協会の定める経理に関する規則に準じた規則その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成するものとする。

４　金融商品取引業協会の定める経理に関する規則がない金融商品取引業者は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成するものとする。

５　様式Dにあっては、２から４まで中「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とあるのは「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」とする。

６　貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。さらに、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書については関連する注記を付すこと。

７　第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う金融商品取引業者は、次の各号に定める事項を記載した書面を添付すること。

⑴　重要な会計方針

有価証券の評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準その他の重要な会計方針（財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続をいう。）を記載する。

⑵　会計方針の変更等

財務諸表等規則第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載する。

⑶　貸借対照表に関する注記

次に掲げる事項を記載する。

①　担保に供されている有価証券その他の資産及び担保として預託を受けている有価証券その他の資産の時価

②　偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において会社の負担となる可能性のあるものをいう。）の内容及び金額

③　関係会社に対する資産及び負債の内容及び金額

現行

固定資産計		自己株式申込証拠金	
繰延資産		評価・換算差額等	
創立費		その他有価証券評価差額金	
・・・・・・		繰延ヘッジ損益	
繰延資産計		土地再評価差額金	
		新株予約権	
		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

⑵　損益計算書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

科目	金額	
営業収益	千円	千円
委託者報酬	×××	
運用受託報酬	×××	
その他営業収益	×××	
営業収益計		×××
営業費用		
支払手数料	×××	
広告宣伝費	×××	
公告費	×××	
調査費	×××	
調査費	×××	
委託調査費	×××	
委託計算費	×××	
営業雑経費	×××	
通信費	×××	
印刷費	×××	
協会費	×××	
諸会費	×××	
・・・・・・	×××	
営業費用計		×××
一般管理費		

改正案

④　その他貸借対照表により会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

⑷　損益計算書に関する注記

次に掲げる事項を記載する。

①　受入手数料の内訳

②　トレーディング損益の内訳（実現損益及び評価損益の内訳を含む。）

③　金融収益及び金融費用の内訳

④　販売費・一般管理費の内訳

⑤　その他損益計算書により会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

⑸　有価証券に関する注記

財務諸表等規則第８条の７（第４項を除く。）の規定に準じて記載する。

⑹　デリバティブ取引に関する注記

財務諸表等規則第８条の８（第１項ただし書及び第１号を除く。）の規定に準じて記載する。

⑺　一株当たり当期純損益

イ　一株当たり当期純利益又は当期純損失の金額を記載する。

ロ　当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、イに規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載する。

①　株式併合又は株式分割が行われた旨

②　当事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり当期純利益又は当期純損失の金額が算定されている旨

（様式Ａ）

（日本工業規格Ａ４）

⑴　貸　借　対　照　表

年　　月　　日現在

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金・預金		トレーディング商品	
預託金		商品有価証券等	
顧客分別金信託		デリバティブ取引	
金融商品取引責任準備預託金		約定見返勘定	
その他の預託金		信用取引負債	
トレーディング商品		信用取引借入金	
商品有価証券等		信用取引貸証券受入金	

現行

給料	×××		
役員報酬	×××		
給料・手当	×××		
賞与	×××		
交際費	×××		
寄付金	×××		
旅費交通費	×××		
租税公課	×××		
不動産賃借料	×××		
退職給付費用	×××		
貸倒引当金繰入	×××		
固定資産減価償却費	×××		
・・・・・・	×××		
諸経費	×××		
一般管理費計		×××	
営業利益（又は営業損失）		×××	
営業外収益			
受取配当金	×××		
有価証券利息	×××		
受取利息	×××		
有価証券売却益	×××		
有価証券償還益	×××		
・・・・・・	×××		
営業外収益計		×××	
営業外費用			
支払利息	×××		
有価証券売却損	×××		
貸倒償却	×××		
・・・・・・	×××		
営業外費用計		×××	
経常利益（又は経常損失）		×××	
特別利益			
臨時利益	×××		
・・・・・・	×××		
特別利益計		×××	

改正案

デリバティブ取引	
約定見返勘定	
信用取引資産	
信用取引貸付金	
信用取引借証券担保金	
有価証券担保貸付金	
借入有価証券担保金	
現先取引貸付金	
立替金	
顧客への立替金	
その他の立替金	
募集等払込金	
短期差入保証金	
発行日取引差入証拠金	
信用取引差入保証金	
先物取引差入証拠金	
有価証券引渡票支払金	
その他の差入保証金	
有価証券等引渡未了勘定	
支払差金勘定	
短期貸付金	
前払金	
前払費用	
未収入金	
未収収益	
繰延税金資産	
その他の流動資産	
貸倒引当金	△
流動資産計	
固定資産	
有形固定資産	
建物	
器具備品	
土地	
・・・・・・	
無形固定資産	

有価証券担保借入金	
有価証券貸借取引受入金	
現先取引借入金	
預り金	
顧客からの預り金	
募集等受入金	
その他の預り金	
受入保証金	
発行日取引受入保証金	
信用取引受入保証金	
先物取引受入証拠金	
有価証券引渡票受入金	
その他の受入保証金	
有価証券等受入未了勘定	
受取差金勘定	
短期借入金	
前受金	
前受収益	
未払金	
未払費用	
未払法人税等	
繰延税金負債	
賞与引当金	
その他の流動負債	
流動負債計	
固定負債	
長期借入金	
繰延税金負債	
退職給付引当金	
その他の固定負債	
固定負債計	
引当金	
金融商品取引責任準備金	
・・・・・・	
引当金計	
負債合計	

現行

特別損失		
臨時損失	×××	
・・・・・・	×××	
特別損失計		×××
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×××
法人税、住民税及び事業税		×××
法人税等調整額		×××
当期純利益（又は当期純損失）		×××

⑶ 株主資本等変動計算書

（単位：千円）

株主資本		
資本金	当期首残高	×××
	当期変動額　新株の発行	×××
	当期末残高	×××
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	×××
	当期変動額　新株の発行	×××
	当期末残高	×××
その他資本剰余金	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
資本剰余金合計	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	×××

改正案

のれん	
・・・・・・	
投資その他の資産	
投資有価証券	
出資金	
長期貸付金	
長期差入保証金	
長期前払費用	
繰延税金資産	
その他	
貸倒引当金	△
固定資産計	
繰延資産	
創立費	
・・・・・・	
繰延資産計	
資産合計	

（純資産の部）	
株主資本	
資本金	
新株式申込証拠金	
資本剰余金	
資本準備金	
その他資本剰余金	
利益剰余金	
利益準備金	
その他利益剰余金	
積立金	
繰越利益剰余金	
自己株式	△
自己株式申込証拠金	
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
土地再評価差額金	
新株予約権	
純資産合計	
負債・純資産合計	

⑵ 損益計算書

（ 年 月 日から
年 月 日まで ）

科目	金額	
営業収益	千円	千円
受入手数料		×××
委託手数料	×××	
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	×××	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	×××	
その他の受入手数料	×××	
トレーディング損益		×××

現行

	当期変動額 剰余金の配当	×××
	当期末残高	×××
その他利益剰余金		
××積立金	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
繰越利益剰余金	当期首残高	×××
	当期変動額 剰余金の配当	△ ×××
	当期純利益	×××
	当期末残高	×××
利益剰余金合計	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
自己株式	当期首残高	△ ×××
	当期変動額 自己株式の処分	×××
	当期末残高	△ ×××
株主資本合計	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	×××
	当期変動額（純額）	×××
	当期末残高	×××

改正案

株券等トレーディング損益	×××	
債券等トレーディング損益	×××	
その他のトレーディング損益	×××	
金融収益		×××
営業収益計		×××
金融費用		×××
純営業収益		×××
販売費・一般管理費		×××
取引関係費	×××	
人件費	×××	
不動産関係費	×××	
事務費	×××	
減価償却費	×××	
租税公課	×××	
貸倒引当金繰入れ	×××	
その他	×××	
営業利益（又は営業損失）		×××
営業外収益		×××
営業外費用		×××
経常利益（又は経常損失）		×××
特別利益		
臨時利益	×××	
金融商品取引責任準備金戻入	×××	
・・・・・・	×××	
特別利益計		×××
特別損失		
有価証券評価減	×××	
臨時損失	×××	
金融商品取引責任準備金繰入れ	×××	
・・・・・・	×××	
特別損失計		×××
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×××
法人税、住民税及び事業税		×××
法人税等調整額		×××
当期純利益（又は当期純損失）		×××

現行

繰延ヘッジ損益	当期首残高	×××
	当期変動額（純額）	×××
	当期末残高	×××
土地再評価差額金	当期首残高	×××
	当期変動額（純額）	×××
	当期末残高	×××
評価・換算差額等合計	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
新株予約権	当期首残高	×××
	当期変動額（純額）	×××
	当期末残高	×××
純資産合計	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××

（様式Ｃ）

⑴ 貸借対照表

年　月　日現在

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金・預金		短期借入金	
短期貸付金		前受金	
前払金		前受収益	
前払費用		未払金	

改正案

⑶　株主資本等変動計算書

（単位：千円）

株主資本		
資本金	当期首残高	×××
	当期変動額　新株の発行	×××
	当期末残高	×××
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	×××
	当期変動額　新株の発行	×××
	当期末残高	×××
その他資本剰余金	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
資本剰余金合計	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	×××
	当期変動額　剰余金の配当	×××
	当期末残高	×××
その他利益剰余金		
××積立金	当期首残高	×××
	当期変動額	×××

現行

未収入金		未払費用	
未収収益		未払法人税等	
繰延税金資産		繰延税金負債	
その他の流動資産		賞与引当金	
貸倒引当金	△	その他の流動負債	
流動資産計		流動負債計	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	
建物		繰延税金負債	
器具備品		退職給付引当金	
土地		その他の固定負債	
無形固定資産		固定負債計	
のれん		引当金	
投資その他の資産		引当金計	
投資有価証券		負債合計	
出資金		（純資産の部）	
長期貸付金		株主資本	
繰延税金資産		資本金	
その他		新株申込証拠金	
貸倒引当金	△	資本剰余金	
固定資産計		資本準備金	
繰延資産		その他資本剰余金	
創立費		利益剰余金	
繰延資産計		利益準備金	
		その他利益剰余金	
		積立金	
		繰越利益剰余金	
		自己株式	△
		自己株式申込証拠金	
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		新株予約権	
		純資産合計	

改正案

	当期末残高	×××
繰越利益剰余金	当期首残高	×××
	当期変動額　剰余金の配当	△　×××
	当期純利益	×××
	当期末残高	×××
利益剰余金合計	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
自己株式	当期首残高	△　×××
	当期変動額　自己株式の処分	×××
	当期末残高	△　×××
株主資本合計	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	×××
	当期変動額（純額）	×××
	当期末残高	×××
繰延ヘッジ損益	当期首残高	×××
	当期変動額（純額）	×××
	当期末残高	×××
土地再評価差額金	当期首残高	×××
	当期変動額（純額）	×××

現行

資　産　合　計		負債・純資産合計	

(2)　損　益　計　算　書

（　年　月　日から　年　月　日まで　）

（単位：千円）

科　目	金　額	
営　業　収　益		
・　・　・　・　・　・	×××	
・　・　・　・　・　・	×××	
営　業　収　益　計		×××
営　業　費　用		
・　・　・　・　・　・	×××	
・　・　・　・　・　・	×××	
営　業　費　用　計		×××
営業利益（又は営業損失）		×××
営　業　外　収　益	×××	
営　業　外　費　用	×××	
経常利益（又は経常損失）		×××
特　別　利　益		
・　・　・　・　・　・	×××	
特　別　利　益　計		×××
特　別　損　失		
・　・　・　・　・　・	×××	
特　別　損　失　計		×××

改正案				現行		
		当期末残高	×××	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×××
	評価・換算差額等合計	当期首残高	×××	法人税、住民税及び事業税		×××
		当期変動額	×××	法人税等調整額		×××
		当期末残高	×××	当期純利益（又は当期純損失）		×××
新株予約権		当期首残高	×××			
		当期変動額（純額）	×××			
		当期末残高	×××			
純資産合計		当期首残高	×××			
		当期変動額	×××			
		当期末残高	×××			

⑷ 附属明細表

① 有価証券明細表

（株式）

銘柄	株式数	貸借対照表計上額
	千株	千円
計		

（債券）

銘柄	券面総額	貸借対照表計上額
	千円	千円
計		

（その他）

⑶ 株主資本等変動計算書

（単位：千円）

株主資本		
資本金	当期首残高	×××
	当期変動額　新株の発行	×××
	当期末残高	×××
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	×××
	当期変動額　新株の発行	×××
	当期末残高	×××
その他資本剰余金	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
資本剰余金合計	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	×××
	当期変動額　剰余金の配当	×××

改正案

種　類　及　び　銘　柄	投資口数等	貸借対照表計上額
	千口	千円
計		

② 有形固定資産等明細表

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
有形固定資産計							
無形固定資産							
無形固定資産計							
長期前払費用							
繰延資産							
繰延資産計							

③ 社債明細表

銘　柄	発行年月日	当期末残高	利　率	担　保	償還期限
		千円	%		
計					

④ 借入金等明細表

区　分	当期末残高	平均利率	返済期限
短期借入金	千円	%	

現行

	当期末残高	×××
その他利益剰余金		
××積立金	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
繰越利益剰余金	当期首残高	×××
	当期変動額　剰余金の配当	△　×××
	当期変動額　当期純利益	×××
	当期末残高	×××
利益剰余金合計	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
自己株式	当期首残高	△　×××
	当期変動額　自己株式の処分	×××
	当期末残高	△　×××
株主資本合計	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	×××
	当期変動額（純額）	×××
	当期末残高	×××
繰延ヘッジ損益	当期首残高	×××

改正案

１年以内に返済予定の長期借入金			
長期借入金 （１年以内に返済予定のものを除く）			
その他の有利子負債			
計			

⑤　引当金明細表

区　　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 （目的使用）	当期減少額 （そ の 他）	当期末残高
	千円	千円	千円	千円	千円

（様式Ｂ）

（日本工業規格Ａ４）

⑴　貸　借　対　照　表

年　　月　　日現在

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流　動　資　産		流　動　負　債	
現　金　・　預　金		短　期　借　入　金	
有　価　証　券		預　　り　　金	
短　期　貸　付　金		未　　払　　金	
支　払　委　託　金		未払収益分配金	
収　益　分　配　金		未　払　償　還　金	
償　　還　　金		未　払　手　数　料	
前　　払　　金		そ の 他 未 払 金	
前　払　費　用		未　払　費　用	
未　収　入　金		未 払 法 人 税 等	
未収委託者報酬		繰 延 税 金 負 債	
未収運用受託報酬		前　　受　　金	
未　収　収　益		前　受　収　益	
繰 延 税 金 資 産		・・・・・・	
・・・・・・・		流 動 負 債 計	

現行

		当期変動額（純額）	×××
		当期末残高	×××
	土地再評価差額金	当期首残高	×××
		当期変動額（純額）	×××
		当期末残高	×××
	評価・換算差額等合計	当期首残高	×××
		当期変動額	×××
		当期末残高	×××
新株予約権		当期首残高	×××
		当期変動額（純額）	×××
		当期末残高	×××
純資産合計		当期首残高	×××
		当期変動額	×××
		当期末残高	×××

（様式Ｄ）

⑴　貸　借　対　照　表

年　　月　　日現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　目	金額	科　目	金額
現　金　・　預　金		借　　入　　金	
前　　払　　金		前　　受　　金	
前　払　費　用		前　受　収　益	
未　収　入　金		未　　払　　金	
未　収　収　益		未　払　費　用	
有　価　証　券		そ　　の　　他	

改正案

貸倒引当金	△	固定負債	
流動資産計		長期借入金	
固定資産		退職給付引当金	
有形固定資産		繰延税金負債	
建物		負ののれん	
器具備品		・・・・・・	
土地		固定負債計	
・・・・・・		負債合計	
無形固定資産		（純資産の部）	
のれん		株主資本	
協会基金		資本金	
・・・・・・		新株式申込証拠金	
投資その他の資産		資本剰余金	
投資有価証券		資本準備金	
関係会社株式		その他資本剰余金	
出資金		利益剰余金	
長期貸付金		利益準備金	
関係会社長期貸付金		その他利益剰余金	
繰延税金資産		積立金	
・・・・・・		繰越利益剰余金	
貸倒引当金	△	自己株式	△
固定資産計		自己株式申込証拠金	
繰延資産		評価・換算差額等	
創立費		その他有価証券評価差額金	
・・・・・・		繰延ヘッジ損益	
繰延資産計		土地再評価差額金	
		新株予約権	
		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

⑵ 損益計算書

（ 年 月 日から
年 月 日まで ）

現行

建物			
器具・備品			
土地			
その他			
		事業主借	
事業主貸		元入金	
合計		合計	

⑵ 損益計算書

自 年 月 日
至 年 月 日

科目	金額
収入金額	千円
手数料	
受取利息	
有価証券売却益	
その他	
経費	
給料・賃金	
租税公課	
通信交通費	
調査研究費	
広告宣伝費	
地代・家賃	
その他	
差引金額（収入金額－経費）	

（注意事項）

1 貸借対照表

イ 貸倒引当金…流動資産又は投資等に対する控除項目として、一括して記載すること。

ロ 有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産…当該資産を示す名称を付した科目をもって記載すること。

ハ 引当金…当該引当金又は準備金を示す名称を付した科目をもって記載すること。

ニ 任意積立金…当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。

改正案

科目	金額	
営業収益	千円	千円
委託者報酬	×××	
運用受託報酬	×××	
その他営業収益	×××	
営業収益計		×××
営業費用		
支払手数料	×××	
広告宣伝費	×××	
公告費	×××	
調査費	×××	
調査費	×××	
委託調査費	×××	
委託計算費	×××	
営業雑経費	×××	
通信費	×××	
印刷費	×××	
協会費	×××	
諸会費	×××	
・・・・・・	×××	
営業費用計		×××
一般管理費		
給料	×××	
役員報酬	×××	
給料・手当	×××	
賞与	×××	
交際費	×××	
寄付金	×××	
旅費交通費	×××	
租税公課	×××	
不動産賃借料	×××	
退職給付費用	×××	
貸倒引当金繰入	×××	
固定資産減価償却費	×××	
・・・・・・	×××	

現行

ホ　外国法人については、「資本金」とあるのは「持込資本金（法第29条の２第１項第２号に規定する持込資本金をいう。）と読み替えるものとする。

ヘ　外国法人（第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）については、「資本剰余金」とあるのは「損失準備金」と読み替えるものとする。

２　損益計算書

特別利益又は特別損失については、それらを示す名称を付した科目をもって記載すること。

３　株主資本等変動計算書

イ　各項目について期中における変動がない場合には、「当期首残高及び当期末残高」のみを表示することができる。

ロ　その他利益剰余金及び評価・換算差額等については、それらの内訳科目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により表示することができる。この場合、その他利益剰余金及び評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

ハ　各合計額の記載は省略することができる。

ニ　株主資本の各項目について表中の変動事由以外の変動事由に基づく当期変動額があるときは、当該変動事由及び当期変動額についても記載すること。また、株主資本以外の各項目は、変動事由ごとにその金額を記載することができる。これらの場合、株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる。

ホ　遡及適用等（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用又は同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用等の後の当期首残高を区分表示すること。

ヘ　外国法人（第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）については、利益処分計算書又は損失処理計算書の作成をもって株主資本等変動計算書に代えるものとする。

４　附属明細表（様式A⑷）

①　有価証券明細表

イ　有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）について、その属性及び保有目的ごとに区分して記載すること。

ロ　銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が資本金の額の１％以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。ただし、株式については、資本金の額の１％を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄について記載すること。

ハ　記載を省略した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、記載を省略した債券については、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のものについては、受益証券、出資証券等に大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。

ニ　「その他」の欄には、有価証券の種類に区分して記載すること。

改正案

諸経費	×××	
一般管理費計		×××
営業利益（又は営業損失）		×××
営業外収益		
受取配当金	×××	
有価証券利息	×××	
受取利息	×××	
有価証券売却益	×××	
有価証券償還益	×××	
・・・・・・	×××	
営業外収益計		×××
営業外費用		
支払利息	×××	
有価証券売却損	×××	
貸倒償却	×××	
・・・・・・	×××	
営業外費用計		×××
経常利益（又は経常損失）		×××
特別利益		
臨時利益	×××	
・・・・・・	×××	
特別利益計		×××
特別損失		
臨時損失	×××	
・・・・・・	×××	
特別損失計		×××
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×××
法人税、住民税及び事業税		×××
法人税等調整額		×××
当期純利益（又は当期純損失）		×××

⑶　株主資本等変動計算書

（単位：千円）

株主資本

現行

②　有形固定資産等明細表

イ　科目ごとに記載し、「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。

ロ　当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。

ハ　この様式によるほか、帳簿価額により記載することができる。この場合、有形固定資産以外の資産については減価償却累計額の記載を要しない。

③　社債明細表

イ　発行している社債（当期中に償還済みとなったものを含む。）について記載すること。

ロ　「担保」の欄には、担保付社債又は無担保社債の別を記載すること。

ハ　外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には外貨建てによる金額を付記すること。

ニ　当期末残高のうち１年以内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載すること。

ホ　貸借対照日後５年以内における１年ごとの償還予定額の総額を注記すること。

④　借入金等明細表

イ　短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。ロ及びニにおいて「その他の有利子負債」という。）について記載すること。

ロ　「その他の有利子負債」の欄には、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。

ハ　「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。

ニ　長期借入金及びその他の有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照日後５年以内における１年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

⑤　引当金明細表

イ　当期首及び当期末貸借対照表に計上されている引当金（退職給付引当金を含む。）又は準備金について、各引当金又は準備金の設定目的ごとの科目の区別により記載すること。

ロ　「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金又は準備金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。

ハ　「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

５　その他

事業年度が毎年４月から翌年３月までの期間（以下「事業期間」という。）とは異なる外国法人（第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）が作成する事業報告書の記載において特に留意すべき事項は次のとおりである。

イ　貸借対照表、損益計算書及び附属明細表における損失準備金及び金融商品取引責任準備金並びにこれらの準備金の戻入れ及び繰入れの欄については、各事業期間において積立額を算出し、それぞれ積立てを行ったものとして記載するものとする。

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td rowspan="3">資本金</td><td>当期首残高</td><td>×××</td></tr>
<tr><td>当期変動額　新株の発行</td><td>×××</td></tr>
<tr><td>当期末残高</td><td>×××</td></tr>
<tr><td colspan="3">資本剰余金</td></tr>
<tr><td rowspan="3">資本準備金</td><td>当期首残高</td><td>×××</td></tr>
<tr><td>当期変動額　新株の発行</td><td>×××</td></tr>
<tr><td>当期末残高</td><td>×××</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他資本剰余金</td><td>当期首残高</td><td>×××</td></tr>
<tr><td>当期変動額</td><td>×××</td></tr>
<tr><td>当期末残高</td><td>×××</td></tr>
<tr><td rowspan="3">資本剰余金合計</td><td>当期首残高</td><td>×××</td></tr>
<tr><td>当期変動額</td><td>×××</td></tr>
<tr><td>当期末残高</td><td>×××</td></tr>
<tr><td colspan="3">利益剰余金</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利益準備金</td><td>当期首残高</td><td>×××</td></tr>
<tr><td>当期変動額　剰余金の配当</td><td>×××</td></tr>
<tr><td>当期末残高</td><td>×××</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他利益剰余金</td></tr>
<tr><td rowspan="3">××積立金</td><td>当期首残高</td><td>×××</td></tr>
<tr><td>当期変動額</td><td>×××</td></tr>
<tr><td>当期末残高</td><td>×××</td></tr>
<tr><td rowspan="2">繰越利益剰余金</td><td>当期首残高</td><td>×××</td></tr>
<tr><td>当期変動額　剰余金の配当
当期純利益</td><td>△　×××
×××</td></tr>
</table>
</td><td>ロ　貸借対照表及び利益処分計算書の損失準備金については、記載額が第一種金融商品取引業者の最低資本金の額に達するまでは（イ）に掲げる利益の額から（ロ）に掲げる額を控除した額に10分の１を乗じた額の積立てを行ったものとして記載するものとする。
（イ）　各事業期間における国内における営業所又は事務所の営業にかかる当期純利益の額
（ロ）　各事業期間における前期繰越損失の額</td></tr>
</table>

改正案			現行
	当期末残高	××× △	
利益剰余金合計	当期首残高	×××	
	当期変動額	×××	
	当期末残高	×××	
自己株式	当期首残高	△ ×××	
	当期変動額　自己株式の処分	×××	
	当期末残高	△ ×××	
株主資本合計	当期首残高	×××	
	当期変動額	×××	
	当期末残高	×××	
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	当期首残高	×××	
	当期変動額（純額）	×××	
	当期末残高	×××	
繰延ヘッジ損益	当期首残高	×××	
	当期変動額（純額）	×××	
	当期末残高	×××	
土地再評価差額金	当期首残高	×××	
	当期変動額（純額）	×××	
	当期末残高	×××	
評価・換算差額等合計	当期首残高	×××	
	当期変動額	×××	
	当期末残高	×××	

改正案			現行
新株予約権	当期首残高	×××	
	当期変動額（純額）	×××	
	当期末残高	×××	
純資産合計	当期首残高	×××	
	当期変動額	×××	
	当期末残高	×××	

（様式Ｃ）

（日本工業規格Ａ４）

⑴　貸　借　対　照　表

年　　月　　日現在

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金・預金		短期借入金	
短期貸付金		前受金	
前払金		前受収益	
前払費用		未払金	
未収入金		未払費用	
未収収益		未払法人税等	
繰延税金資産		繰延税金負債	
その他の流動資産		賞与引当金	
貸倒引当金	△	その他の流動負債	
流動資産計		流動負債計	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	
建物		繰延税金負債	
器具備品		退職給付引当金	
土地		その他の固定負債	
無形固定資産		固定負債計	
のれん		引当金	
投資その他の資産		引当金計	

改正案				現行
投資有価証券		負債合計		
出資金		（純資産の部）		
長期貸付金		株主資本		
繰延税金資産		資本金		
その他		新株申込証拠金		
貸倒引当金	△	資本剰余金		
固定資産計		資本準備金		
繰延資産		その他資本剰余金		
創立費		利益剰余金		
繰延資産計		利益準備金		
		その他利益剰余金		
		積立金		
		繰越利益剰余金		
		自己株式	△	
		自己株式申込証拠金		
		評価・換算差額等		
		その他有価証券評価差額金		
		繰延ヘッジ損益		
		土地再評価差額金		
		新株予約権		
		純資産合計		
資産合計		負債・純資産合計		

⑵ 損益計算書

（年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		
・・・・・・	×××	
・・・・・・	×××	
営業収益計		×××

改正案			現行
営業費用			
・・・・・・	××× ××× 営業費用計	×××	
営業利益（又は営業損失）		×××	
営業外収益	×××		
営業外費用	×××		
経常利益（又は経常損失）		×××	
特別利益			
・・・・・・	××× 特別利益計	×××	
特別損失			
・・・・・・	××× 特別損失計	×××	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×××	
法人税、住民税及び事業税		×××	
法人税等調整額		×××	
当期純利益（又は当期純損失）		×××	

⑶　株主資本等変動計算書

（単位：千円）

株主資本		
資本金	当期首残高	×××
	当期変動額　新株の発行	×××

改正案			現行
	当期末残高	×××	
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高	×××	
	当期変動額　新株の発行	×××	
	当期末残高	×××	
その他資本剰余金	当期首残高	×××	
	当期変動額	×××	
	当期末残高	×××	
資本剰余金合計	当期首残高	×××	
	当期変動額	×××	
	当期末残高	×××	
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高	×××	
	当期変動額　剰余金の配当	×××	
	当期末残高	×××	
その他利益剰余金			
××積立金	当期首残高	×××	
	当期変動額	×××	
	当期末残高	×××	
繰越利益剰余金	当期首残高	×××	
	当期変動額　剰余金の配当 当期純利益	△　××× ×××	
	当期末残高	×××	
利益剰余金合計	当期首残高	×××	

改正案			現行
	当期変動額	××× 当期末残高	
	当期末残高	×××	
自己株式	当期首残高	△　×××	
	当期変動額　自己株式の処分	×××	
	当期末残高	△　×××	
株主資本合計	当期首残高	×××	
	当期変動額	×××	
	当期末残高	×××	
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	当期首残高	×××	
	当期変動額（純額）	×××	
	当期末残高	×××	
繰延ヘッジ損益	当期首残高	×××	
	当期変動額（純額）	×××	
	当期末残高	×××	
土地再評価差額金	当期首残高	×××	
	当期変動額（純額）	×××	
	当期末残高	×××	
評価・換算差額等合計	当期首残高	×××	
	当期変動額	×××	
	当期末残高	×××	
新株予約権	当期首残高	×××	
	当期変動額（純額）	×××	

改正案	現行

	当期末残高	×××
純資産合計	当期首残高	×××
	当期変動額	×××
	当期末残高	×××

（様式Ｄ）

（日本工業規格Ａ４）

⑴　貸　借　対　照　表

年　　月　　日現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　目	金額	科　目	金額
現　金　・　預　金		借　　入　　金	
前　　払　　金		前　　受　　金	
前　払　費　用		前　受　収　益	
未　収　入　金		未　　払　　金	
未　収　収　益		未　払　費　用	
有　価　証　券		そ　　の　　他	
建　　物			
器　具　・　備　品			
土　　地			
そ　　の　　他			
		事　業　主　借	
事　業　主　貸		元　　入　　金	
合　　計		合　　計	

⑵　損　益　計　算　書

自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

科　　目	金　　額
収　入　金　額	千円
手　数　料	

改正案	現行

受　取　利　息	
有価証券売却益	
そ　の　他	
経　費	
給料・賃金	
租　税　公　課	
通信交通費	
調査研究費	
広告宣伝費	
地代・家賃	
そ　の　他	
差引金額（収入金額－経費）	

（注意事項）

1　貸借対照表

イ　貸倒引当金…流動資産又は投資等に対する控除項目として、一括して記載すること。

ロ　有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産…当該資産を示す名称を付した科目をもって記載すること。

ハ　引当金…当該引当金又は準備金を示す名称を付した科目をもって記載すること。

ニ　任意積立金…当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。

ホ　外国法人については、「資本金」とあるのは「持込資本金（法第29条の２第１項第２号に規定する持込資本金をいう。）と読み替えるものとする。

ヘ　外国法人（第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）については、「資本剰余金」とあるのは「損失準備金」と読み替えるものとする。

2　損益計算書

特別利益又は特別損失については、それらを示す名称を付した科目をもって記載すること。

3　株主資本等変動計算書

イ　各項目について期中における変動がない場合には、「当期首残高及び当期末残高」のみを表示することができる。

ロ　その他利益剰余金及び評価・換算差額等については、それらの内訳科目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により表示することができる。この場合、その他利益剰余金及び評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

ハ　各合計額の記載は省略することができる。

ニ　株主資本の各項目について表中の変動事由以外の変動事由に基づく当期変動額があるときは、当該変動事由及び当期変動額についても記載すること。また、株主資本以外の各項目は、変動事由ごとにその金額を記載することができる。これらの場合、株主資本等変動計算書又は注記によ

改正案	現行
り表示することができる。 ホ　遡及適用等（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用又は同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用等の後の当期首残高を区分表示すること。 ヘ　外国法人（第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）については、利益処分計算書又は損失処理計算書の作成をもって株主資本等変動計算書に代えるものとする。 ４　附属明細表（様式Ａ⑷） ①　有価証券明細表 イ　有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）について、その属性及び保有目的ごとに区分して記載すること。 ロ　銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が資本金の額の１％以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。ただし、株式については、資本金の額の１％を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄について記載すること。 ハ　記載を省略した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、記載を省略した債券については、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のものについては、受益証券、出資証券等に大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。 ニ　「その他」の欄には、有価証券の種類に区分して記載すること。 ②　有形固定資産等明細表 イ　科目ごとに記載し、「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。 ロ　当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。 ハ　この様式によるほか、帳簿価額により記載することができる。この場合、有形固定資産以外の資産については減価償却累計額の記載を要しない。 ③　社債明細表 イ　発行している社債（当期中に償還済みとなったものを含む。）について記載すること。 ロ　「担保」の欄には、担保付社債又は無担保社債の別を記載すること。 ハ　外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には外貨建てによる金額を付記すること。 ニ　当期末残高のうち１年以内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載すること。 ホ　貸借対照日後５年以内における１年ごとの償還予定額の総額を注記すること。 ④　借入金等明細表 イ　短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。ロ及びニにおい	

改正案	現行
て「その他の有利子負債」という。）について記載すること。 ロ　「その他の有利子負債」の欄には、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。 ハ　「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。 ニ　長期借入金及びその他の有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照日後５年以内における１年ごとの返済予定額の総額を注記すること。 ⑤　引当金明細表 イ　当期首及び当期末貸借対照表に計上されている引当金（退職給付引当金を含む。）又は準備金について、各引当金又は準備金の設定目的ごとの科目の区別により記載すること。 ロ　「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金又は準備金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。 ハ　「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。 ５　その他 事業年度が毎年４月から翌年３月までの期間（以下「事業期間」という。）とは異なる外国法人（第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）が作成する事業報告書の記載において特に留意すべき事項は次のとおりである。 イ　貸借対照表、損益計算書及び附属明細表における損失準備金及び金融商品取引責任準備金並びにこれらの準備金の戻入れ及び繰入れの欄については、各事業期間において積立額を算出し、それぞれ積立てを行ったものとして記載するものとする。 ロ　貸借対照表及び利益処分計算書の損失準備金については、記載額が第一種金融商品取引業者の最低資本金の額に達するまでは（イ）に掲げる利益の額から（ロ）に掲げる額を控除した額に10分の１を乗じた額の積立てを行ったものとして記載するものとする。 （イ）　各事業期間における国内における営業所又は事務所の営業にかかる当期純利益の額 （ロ）　各事業期間における前期繰越損失の額	